

を構成すれば、之が維持の必要上、道德や法律の現象を發生するに至るものなり」と論じて、三百年前のエギリス人ホッブスを聯想せしめたり。かくてこの哲學は西洋新來のヒロソヒーを外にして、佛敎は印度哲學といひ、又支那哲學の名起ることとなりぬ〔最近世史〕而も加藤は、其舊説、

國體新論曰、試に思ふべし、君主も人も、人民も人も、決して異族の者にあらず。然るに古來、諸國の君民、其權利に至りて、天地霄壤の懸隔を立てしは、抑何事ぞ。かゝる野鄙陋劣なる國體の水土に生れたる人民こそ、實に不幸の最上といふべし。名賢碩儒又頻に尊王卑民の説を唱へ、就中、本邦に於て國學者派と唱ふる輩の論説は、眞理に背反する事甚しく、實に厭ふべき者多し。遂に、天下の國土は悉皆天皇の私有、億兆人民は、悉皆天皇の臣僕なりと爲し、又隨ひて種々牽強附會の妄説を唱へ、凡、本邦に生れたる人民は、只管、天皇の御心を以て心となし、天皇の御事とさへ云へば、善惡正邪を論せず、唯甘んじて勅命の儘に遵從するが、眞誠の道なり」と説き、是等を以て國體となし、本邦の萬國に卓越する所なりと

なせり。其見の陋劣なる、其説の野鄙なる實に笑ふべし、云々。
此に至り全く一變し、其國家法權主義をば宇宙萬物進化説に接植し、一家言を樹て、時事上の論争に應用す。改進黨の矢野、自由黨の馬場等之に服せず、反駁を爲す、亦一時の波瀾たり。

矢野文雄曰、人權に二種の區別あり、一を法律上の權と云ひ、一を道理上の權と云ふ。法權とは何ぞや、一國家一社會に於て已に成立せる法律の權力により生ずる所是也。理權とは何ぞや、未成立せざるの法律なり、其例を擧ぐれば、列國相互の間に於て、今日成立せる法律なしと雖、故なくして他邦が我國の土地を掠奪する時は、其回復を望むの權利の如き是也。列國固より定立の法律なしと雖、猶理權を主張するに視るべし。而して法權は常に理權より生ずる者にて、理權が勢を得て堅確に赴くに從ひ、人力を假して法權と變するもの也。斯の如く法權は理權より生し、理權は道理上より生ずるものなりとする時は、更に一步を進めて道理の本體に遡り、道理なるものは、彼の天地間の物類の態勢と同物なるか、將異物なるかを考究せざるへからず。之を要するに、加藤氏は實行と實存の別あるを知らざるのみ。若、實行を得ざるときは、道理も權利も存在せずと云はゞ、不孝の子ある家には、孝行と云ふ道理は存在せざる乎、道理權利の存在は、其實行を得ると得ざるとに關係せざる也。○馬場辰猪曰、宇宙の萬物は、不消不滅の自然力に由りて生したるものなれば、人類も他の動植物と共に、此の自然の變化力より

生したる現象に外ならず。而も其變化運行の方法は、常に障礙の最も少き地に向ひ進行せんことを求むる者なり。而も其障礙最も少なき道とは何ぞや、人民の自由平等、即是なり。若し夫れ人類に自由平等なかりせば、其社會に於ける生存に際して、當に障礙に會ふ愈多かるべし。然るに加藤氏は、古來野蠻の一二の例を擧げて、人類に天賦の權あるの證據なしと妄斷したるは、輕躁も亦甚しからずや。余は既に前段に於て、古來野蠻人と雖、平等自由を愛慕尊崇したるの實跡を續述せり。今一步を譲り、縱令、古來の野蠻人民は、悉く加藤氏の説の如くなりとするも、平等自由を求めずして、互に相搏噬せしに止まらば、何を以て今日の如く億萬の人類を繁殖したるか。是れ古來の社會人類が、自然に其生存に障礙の多きを避けて、其寡き者を選びしに因る、則ち自由平等を求むるより發生したる結果と謂ふべし。之を要するに、加藤氏の如きは、常に古來の人類が其生存を求めんが爲に、偶過ちて進行したる事蹟と、當に人類の進行すべき道とを混同し、其誤れる道を擧げて、他に進行すべきなしと推測するに過ぎざるなり。○加藤又曰、余は從來天賦人權を信せしかば、此主義に依りて眞政大意、國體新論の二書を著し、とありしが、中年に至りて天賦説の非を悟り、進化主義は特に動植物世界に限るにあらず、又人間社會の上にも働く力なるを知りて、明治十五年に人權新説を著せり。されど、其論する所尙甚幼稚にして、未大に見るに足る者あらざりき。二十六年に、強者の權利の競争」と題する書を著して、稍余の主義を明かにし、二十七

年に、「道徳法律の進歩」を著し、更に三十九年に、「自然界の矛盾と進化」を著し、が、是れ皆進化主義に依據して道徳法律の進化する所以を論究したるものなり。

惟ふに、西洋傳來の社會平權思想は、強大なりしと雖、たゞ事實問題に遭遇するや、多少制限せらるゝを免れず。憲法制定の事漸く近づくや、法權派、保守黨は揚々乎として其首を擧げ來り、曰く「憲法制定の曉天に、主權は之を何人の手に措くべき乎」。民權黨は民約之憲法、主權在國會の議論を以て天下を風靡したりと雖、其局に當るものは、皆法權派、保守黨なり。加藤氏がさきに盛んに自由平等を謳歌せる二書、國體新論眞政大意を絶板し、更に人權新説を著し、人權は國家の賦與するものと豹變したるを見て、這般の消息を知るべき也。〔竹越氏新日本史〕

又、西洋史學の傳播は、ギゾーの文明史、バックルの英國史等最も早かりしごとし、尋いで官學に史學科を置くに及び、史學研究法起り、又海外關係の日本史實に付いて發表する所あり。國史は夙に政府に修史館の設あり、地理寮の地誌と相並びしも、久しからずして共に止められ、其史誌の二事業は東京大學に移

され、地誌は後中止すと雖史料の編纂をば大日本史料、大日本古文書の二と爲し、年々版行して完成を數年の後に待たんとす。而も此間に、往々歴史上の事實研究者と俗説尊崇者の論争、背馳は、固より免れざるの數にして、殊に株守氣風の學者は、常に種種の教權に假り、怒號して史學の新光明を蔽はんとしたり。又、政治の方策には、古來多く史傳の曲解附會に得る所ありければ、權勢家は常に公論直筆を忌み、糊塗修飾して、各自の利益を謀らんとす。終に最高の大柄に假りてすら、品位を高下し、事實を左右し、以て學問研究、公平表彰の路を杜塞せんとする者あり。修史の難きは、古今不易の勢なるが、日本の國情の如きに在りては、蓋東西洋中の最難者ならん。

第八章 政黨の發起

黨派の勃興及鎮壓 十五年、大隈は新に同志を集め、改進黨を結び、板垣率ゐし所の自由黨と並立し、去年十月の明詔に答ふる所以を思ひ、民心の發作と、輿望の歸一を謀る。帝政黨と云ふ者、之に反對して集まり、政府に援助せんとす。

此に於て朝野官民の黨形成れるに止まらず、其民間の改進黨、自由の二黨、亦相容るゝこと能はず。而も自由黨に過激悲壯の言行多かりしに因り、特に政府の鎮壓手段を要したり。又、地方の有志所在に競ひ起り、府縣會に於ても種々の事變を見る。

是より先、東京に二個の小結社をなすあり、一を嚶鳴社といひ、一を議政會といへり。嚶鳴社は、前元老院書記官沼間守一が官を辭して後、河津祐之、肥塚龍、末廣重、恭島田三郎、田口卯吉等と共に、政理を講するが爲に設けられたる者にて、社員多くは英學者、尺振八の塾より出て、京濱毎日新聞を其機關と爲しぬ。議政會は、矢野文雄、藤田茂吉、箕浦勝人、尾崎行雄、犬養毅等、概して慶應義塾出身の書生より成り、郵便報知新聞を以て其機關となす。此二社の人、多くは望を大隈に屬したり、已にして大隈の朝に敗るゝや、河野敏鎌、前島密、北畠治房、春木義彰、小野梓、田口元學等も野に下り、三派相合して一團と爲り、初めて立憲改進黨を組織す。(綱領に曰く、一、王室の尊榮を保ち、人民の幸福を全うする事。二、内治の改良を主とし、國權擴張に及

ぼす事。三、中央干渉の政略を省き、地方自治の基を建つる事。四、社會進歩の度に隨ひ、選舉權を伸暢する事。五、外國に對し勉めて政略上の交渉を薄くし、通商上の關係を厚くする事。六、貨幣の制は硬貨の主義を持つる事。而して、民權の諸論說に對抗せる都下新聞紙の代表たる福地源一郎・水野寅次郎・丸山作樂は、立憲帝政黨を組織し、政府の施政を庇護せりと雖、さのみ黨與の募集を爲さず。

十三年、土佐人水野寅次郎は、立志社の希望は共和政治に在り」と政府に告げければ、以て政府の信用を博し、福地丸山等の帝政黨を樹立することとなる。政府又、安場保和・井上毅・古莊嘉門の徒をして、其郷里熊本に保守黨の團結を作さしめ、紫漢會と稱せり。

自由黨は其發起最も久し、其傾向は佛蘭西に倣はんとして、最急進の主義を喜び、一局議院論を主張しければ、改進黨は英吉利に則とりて秩序的進歩を稱し、二局議院論を唱へ、二者確執して互に相容るゝ能はず。想ふに人心は面の如し、自由改進黨の兩黨は、理想に異同を免るゝ能はざるにもせよ、當面の對政府の手段として、連合に利なるは勿論なり。而も其事なか

りしは、兩黨首の資質に由る歟、一は意氣を尙び、情熱に馳せ、一は智略を事とし、操持に勞す、到頭乳水の一味に歸する能はず。之を要するに、土肥の二藩が、薩長に譲るべき宿運歟。且、自由黨人は概して急激の事により、各種の變革を爲さんとする傾向あり、改進黨人は溫和を好み論議を重んぜり。是を以て、兩黨は其の人物及び交情に於て、合同すること容易ならざる也。政府は又此隙に乗して、百方之を離間するの方略を用ひ、以て政黨の威力を減殺したり。此際、地方割據の一雄邦として、九州改進黨あり、その牛耳を執れるは、福岡の頭山滿熊本の山田武甫、佐賀の松田正久、鹿兒島の長谷場純孝等なりとす。

十五年十一月、新潟縣人赤井景紹、天誅黨盟約書を草して、在朝の奸佞を排除せんと期し、奔走半途にして縛に就く。高等法院判事、之を問ふに謀殺犯未遂を以てす、後、赤井は憤激止まず、獄を脱し人を殺して蹤を韜ませしも、翌年捕へられて死刑に處せらる。之と前後して、福島縣の河野廣中等凶徒の名を以て繫獄せられしも、明證無し、縣官其家を探りて、故紙に「擅制

政府顛覆、公議政體建立の字あるものを得て、之を以て左契と爲す。即、國事犯に擬せられ、高等法院(玉乃世履院長たり)に移さる(國事犯、高等法院の例制は、十四年の新刑法に創めらる)。従前の國事犯は、皆逆賊叛徒の名を以て問はれ、尋常盜殺の治罪よりも慘毒なりしが、此に至り稍清濁の區別を見る。而も顛覆の二字を執りて、叛亂陰謀の行爲に準擬し、遂に刑法の正條に問ひ、禁獄七年以下の等差を爲し、は、治罪の苛察猶甚しかりしを見るべし、世に二字の獄と云ふ。蓋、福島事件は、本來、政黨問題に非ず、當時(十五年十一月)縣民は、道路開通事業に反抗して、不穩の行爲ありしに、縣令三島通庸は、之を以て自由黨河野廣中等の煽動に出づと推定したるに出づ。蓋、三島縣令の、獨斷して人和に顧みず、不急の土木を興し、不法の措置を取るに於ては、自由黨なしと雖、到底所在人民の騷擾を免かれざるべし。況、此に河野以下の自由黨員あり、今民權の消長に關する事實問題現はれたるに於て、之を解決するが爲に奔走、運動を必要したるは、自然の情勢なり。則、知る、此事件は、高等法院をさへ煩したるも、畢竟、三島の施したる過

度の壓制が、自由黨を激發し、政府從ひて彼等を羅織したるに外ならず。三島が移りて栃木縣に任し、宇都宮に廳舎を建て、又土木を起すや、自由黨の壯士、大臣大官殺戮の陰謀ありしも、果さず。其餘衆遂に飛檄して曰く、「今日我國の形勢を觀察すれば、外は條約未改まらず、内は國會未開けず、爲に奸臣政柄を弄し、上聖天子を蔑如し、下人民を虐使す、志士仁人たる者、豈此慘狀を默視せんや、夫れ大廈の傾けるは一木の能く支ふる所にあらずと雖、奈何ぞ座して其倒るゝを見るに忍びむや、故に我々茲に革命の軍を茨城縣加波山上に擧げ、以て自由の公敵たる壓制政府を顛覆し、而して完全なる立憲政體を造出せむと欲す」云々、十七年九月なり。而して其罪犯は、之を強盜故殺の條文に問はれ、死刑七名、以下十餘人等差あり。想ふに之を國事犯に問はざりしは、世俗、該犯を以て名譽の事と爲す者ありければ也。かくの如く、政府の法令を以て志士の運動を羈束すれば、更に秘密の手段に假るは已むなきの數なり、此に泰西社會黨の行動に倣ふもの起る。十五年五月、馬車鐵道の東京市内に敷設せられんとするや、自由黨の

壯士奥宮健之は、是れ政府が一會社の利益特占に與みして、多數人力車夫の糊口の途を塞くものなりとて、車會黨と稱する團體を組織したり。又、樽井藤吉は東洋社會黨を肥前島原に起し、平等を以て主義とし、社會公衆の最大福利を以て其目的とする旨を宣言したりしが、七月に至りて、政府は治安に害ありとの故を以て、是れらに解散を命したり。かく其成長發達を見ずして倒れたれども、我國に於ける社會黨の萌芽なりと云ふべし。

西村泊翁自識録曰、往昔は官尊民卑にして、官民の間大に隔離す、其隔離するよりして互に、憎惡の念ありき。近年世運の進むに従ひ、官民の隔離は大に其度を減したれども、又富民と貧民との隔離を生したり、富民は官と密接して、貧民獨り諸方より隔離せらる。夫れ人民の自由を許すときは、民智の齊しからざるよりして、勢に富民は益富み、貧者は益貧となるの傾を生ず、況や國家の法令は毎に富民に利にして貧民に不利なるもの多きをや。是れ西國に於て社會黨、共產黨の起る所以にして、彼國の智者も之を調和するに苦めり。本邦は富民貧民の懸隔、未だ西洋の如く甚しきに至らず、良政事家今日に及んで早く方法を立つるあらば、或は能く禍を未然に防ぎ得べきなり。

岩倉の下民
壓伏意見

岩倉右府は是れらの形情に憂ふる所あり、以謂らく、夫の所在競起の不逞の徒

法令は富者
を助く

は、空拳赤手、徒に口舌を鼓し筆管を弄するのみ、而も政府驚擾して止まず、是れ大權下移の漸なり」と。大に威力を用ゐて、下尅上の兆を壓伏せんと欲す。遂に立憲政治の期待及府縣會の開設は、皆我國體を變する者と論斷するに至る、亦以て當時政府者の意見を見るべし。曰く、

曩に明治六年、參議の重任に居る者、始めて朋黨の兆あり、一動して佐賀の騷擾と爲り、再轉して臺灣の出師と爲り、八年に及び、二三の參議、大坂に密會し、遂に漸次立憲の詔を請へり。抑、此事たるや、下民上を罔するの路を啓き、大權下に移るの漸を爲し、實に不易の國體を變する者、具視極めて其不可を論せるも用ゐられず。時に、維新の功臣、其末節を令せず、芳蘭、忽輩猶に變する者あり、具視憂憤の情に堪へず、勉めて政務に従事す、果して十年に至り、西郷暴舉の事あり。次年には、分權自治の目的を以て、府縣會の法を定む。内閣中、二三の人は其甚不可なるを論するあり、具視亦所見を同くす。以謂らく、此法は又大權下移の路を速にす、天下此より多事ならんと。爾來大本既に堅からざるを以て、小規亦定まること能はず、甲事將に成らんとすれば、乙功

府縣會は大
權下移を速
に中止すべ
し

既に壞る。彼を補ひ此を支ふ、日給するに違あらず、役々として休からず。遂に、明治十四年夏秋の際に至りて、開拓使の事あり。此事や、僅に行政事務の一小處分に過ぎざりしも、比年以來、上威軟弱、下民横恣の弊、漸く積聚するを以て、一たび詭激の論説を以て、人心を煽動するや、上下惑亂、官民鼎沸す。平常忠實の官吏と雖、其向背を定めず、誠僞黑白を判す可らざるに至れり。惟ふ彼の不逞の徒、空拳赤手徒に口舌を鼓し、筆管を弄す、固より三軍の衆あるに非るなり、又劍銃の利器あるに非るなり。然り而して、政府の之に對して岌々として安からざること、むしろ驚愕に堪へざるものあり。嗚呼、大權下移の漸此に至りて、其機を察すべきなり。夫れ政府の頼りて以て威權の重を爲すものは、海陸軍を一手に掌握し、人民をして寸兵尺鐵を有せしめざるに因れり。然れども、若し今日の如くにして、人心を收束することなく、權柄益下に移り、道德倫理滔々として日に下らば、兵卒軍士と雖、焉ぞ心を離し戈を倒まにせざるを保せんや。氣運一旦にして此に至らば、一夫夜呼び關中守を失ふの覆轍を履まざらんと欲するも、豈得べけんや。故に今日にして、

武斷專制の
治術

政府の威權を恢復し、民心の頹瀾を挽回せんと欲せば、斷乎として府縣會を中止し、萬機一新の精神を奮勵し、海陸軍及び警視の勢威を左右に提げ、凜然として下に臨み、民心をして戰慄する所あらしむべし。凡非常の際は、一豪傑振起し、所謂武斷專制を以て治術を施す、古今其例少からず。故に此時に當り、半期一歳の間、或は噉々不平の徒あるも、亦何ぞ顧慮するに足らんや。

(十五年十二月)

この府縣會中止の事は、遂に行はれざりしも、武斷專制の治術は、之に因りて發露の機會を得、所在に官民の相抗爭したるは、一に此精神の宮中府中に存在したるに基かざる莫し。蓋後の帝室内閣と稱して、憲法政治の名に假りて武斷專制の實を紹繼する者も、一に此岩公の信條を承くるに似たり。

板垣伯自由黨史序曰、往年、政府と自由黨との相對峙せる間に於て、先、暴力を用ひたる者は政府なり。岐阜に於て頑固黨の一壯年を使喚し、武装を有せず、權柄を執らざる在野の個人たる、予を刺さしめた者は誰ぞ。福島に於て輿論を無視して暴政を布き、人民をして塗炭の苦に泣かしめたる

自由黨の境
遇

者は誰ぞ。自由黨と放火強盜とを駢視し、生涯の間誓ひて之を勦滅せんと放言したる者は誰ぞ。漫に苛法酷律を設けて、自由黨の志士を羅織構陷したる者は誰ぞ。自由黨は初めより言論によりて政治改革の目的を達せんと欲せる者、若政府にして立憲の聖詔に鑑み、輿論の歸嚮を察し、之に従ひて國民を利導開發するあらしめば、何の紛争か之あらん。然るに政府の爲す所茲に出でず、先暴力を以て之に臨み、立憲の聖詔に悖り、全國の輿論を禁め、一意に政黨を尅殺す。慷慨義に赴き、一死國に許せるの志士、時事の日に非なる、斯の如きを見て、豈黙して止むべけんや、所在に激烈悲惨の事を見たるもの、眞に已む得ざるなり。由來、自由黨の主義は一以て之を貫けり、何ぞや曰く、國家觀念によりて調節せられたる、個人自由の主義、即是なり。而も人類の天賦たる、個人性と、社會性とを適當に配合し、遠心求心の二力を備ふるものなれば、予は之を他の個人主義、國家主義、社會主義等に對稱して、高等個人主義の名を以て呼ばんと欲す。自由黨の始めて起るや、世人は之を目して佛國流の個人主義と爲し、之を誤解曲解

板垣死すと
自由亡び

して、幾多の讒謗を之に加へたり。然れども、自由黨が奉して、以て終始を一貫したるものは、實にこの高等個人主義にして、其論たるや、予の岐阜に於ける演説、既に之を證して餘りあるを覺ふ。たゞ予の才の非薄なる、多衆統率に於て缺くる所あり、終に其全功を收むる能はざりしと雖、其同志と共に終始せる、一片耿々の志は、決して奪ふべきにあらず。

十五年四月六日、板垣が岐阜縣に於いて刺客相原某の爲に其胸を刺されし時、板垣死すと、自由は亡びすと絶叫したるは、當時志士の歎稱する所なりき。

自由改進兩派の軋轢 自由黨は比年躁急に涉る所ありて、黨員爲に刑辟に觸るゝ者多し、然るに改進黨は自高自重、拱手して之を傍觀するの態ありければ、自由黨は乃更に鋒を轉して改進黨に向け、大隈が大藏卿たりし時、三菱會社を助けて沿海の航海權を獨占せしめたりとて、海坊主退治、偽黨撲滅と稱し、盛んに論難を試み、在野の二黨、乍、鴻溝を畫して對抗するに至れり。而して政府新に共同運輸會社を設立保護して、三菱會社と競争せしめ、暗に自由黨を援助し、以て離間する所あらんとするも、亦勢なり。されど當時、三菱の基礎既に成

政府の離間

り、亦容易に動かす能はず。自由黨總理板垣退助は、後藤象二郎と共に、歐洲巡遊の途に上り、暫くこれらの紛擾を避く。

十六年、内務大輔品川彌次郎の計畫に倚り、政府は共同運輸會社を起し、資本六百萬圓の中、政府は二百四十萬圓を下附し、以て船舶製造の費に充て、他と競争する所あらしむ。而も十八年十月に至り、運輸會社其争に堪へざる苦境に陥りければ、品川大輔轉官し、政府は更に二會社を懲憑して合併せしむ。三菱岩崎彌太郎は其出資を五百萬圓と爲し、合計一千百萬圓の新會社を組織し、郵船會社と名く。政府既に三菱社を保護し、又運輸會社を庇蔭し、因りて互に相争はしめしも遂に効なく、又之を和せしむ。而して是れら干渉の結果は、政府は八分の利子補給、年額を八十八萬圓と定めて、之を下附することゝ爲し、後沿革して航運獎勵法を改め布くことゝなる。自由黨員馬場辰猪、末廣重恭及大石正己は、當時板垣の外遊を不可としければ、遂に黨籍を去る。既にして板垣、十七年六月を以て歸朝し、館舎を置き壯士を養ひ、訓練して他日に待たんとす。而も黨員の節制容易ならず、乃具名の團體

三菱と郵船會社

政黨の氣勢
熄まんとす

を維持するの難きを悟り、此年十月を以て解散す。此時、改進黨に在りても、總理大隈、副總理河野は、黨員の名簿を廢し、主義によりて離合するの議を建て、黨籍を脱離して、其首領を失ふ。一時勃興したりし諸政黨も、此の如くに衰微し、三四年來の氣勢、天下の人心を震盪せる者、此に及び熄止す。馬場は海外に奔り、客死して終に歸らず。

自由黨史云、十六年六月、板垣は自由新聞を興し、發刊其緒に就くや、之を古澤滋に托す。七月に至り、後藤は板垣に勸むるに、海外漫遊の事を以てして、曰く、今や伊藤已に憲法調査の命を奉して海外に赴けり、足下と僕また宜しく相携へて泰西に遊ばん、唯其旅費の如きは僕既に熟計あり、華族蜂須賀家に就き借らんと曰ふ。板垣善と稱す、而も黨員馬場・大石・末廣等、主として其非を鳴らす、板垣乃大和の土豪土倉に計り上船す。當時、馬場・大石・末廣・田口(卯吉)等は、單に自由新聞社を去りに止まり、敢て自由黨と行動を異にする所なかりしかど、古澤の自由新聞を指揮して、三菱會社の積弊を論撃するに當り、黨中往々古澤の心術を疑ふものを生じ、皆其節操を危む。是れ古澤の筆勢、能く三菱獨占の流毒を彈劾せりと雖、政府が新設して之を抗争せしめたる共同運輸會社に向ひては、常に回避の嫌あり。蓋、從來、馬場・大石等は、三菱會社の岩崎に懇親を有するを以て、古澤の攻撃を快と

馬場去りて
星來る

せず、終に脱黨するに至れりと云ふ。後、馬場は勢太揚らず、十九年米國に航し、軻不遇、病みて客土に死す。其生前、慶政府の誘ふ所となるも、毫も其志を枉げず、世其異材を惜まざる無し。自由黨は、板垣總理外遊の小訃に由り、馬場・大石等を失ひしも、星亨の加盟を迎へたり。星は昔英國に留學すること數年、歸來司法省附屬辯護士となり、膽略あり、資産を作り、名聲夙に著はる。後藤之を識り、板垣に謂ひて曰く、「自由黨に入黨せしめては如何」と、板垣曰く、「世間にては火附ヒツケ盜賊と自由黨と駢稱する位なれば、金持の入黨は覺束なからん」と、而も已に星の加盟を見る。後數年、自由黨の逆境に立つや、星其産を傾けて黨事に盡し、因りて衆に推重せらる。

自由黨員の意氣 或は論して曰ふ、十七年の當時、外に在りては清佛二國方に難を構へ、提督クルーペー、臺灣基隆港を封鎖し、進みて福州を砲撃し、其南洋水師を破り、邊海の波濤我岸角を震撼せんとす。内に在りては米價低落し、産業不景氣の嘆聲、商工家に起り、小民は困弊の餘り、所在嘯聚する者ありければ、少壯論客或は、此時に乗して大事を舉げんと言ひ、關東の野、東海の濱、死士激徒の機を窺ふ者、たゞに二三に止まらず。而も政府は方に死灰の貴族を再燃せしめ、之に由り太平を粉飾して一時を糊塗するに汲々たり、則國家心腹の病の

果して何に存せるやを省知せざるが如し。前の福島高田の獄、後の妙義山加波山の暴擧の如き、皆政府が言論出版集會の自由を禁し、政黨をして統一あり節制ある運動を爲す能はざらしめたる結果なり。其星亨の言論に「貴族を造り爵位を與ふるは、餘計なる事」といへるを以て、大臣侮辱罪と爲し、如き、殊に甚し、以て當局の横暴を知るべし。而も帝政黨、並に改進黨の機關新聞は、却りて政府に迎合して、是等の件々を以て自由黨首領の責任なりと言ふに至る。是を以て、自由黨の先覺又以爲らく「政府並びに其黨與にして斯の如くんば、我は今より悉く其統一節制の絆を解き、法令の範圍を超脱して、檢束なき秘密の天地に隱忍せんのみ」と、遂に其黨を解散す。【自由黨史】

十七年四月、群馬縣甘樂郡、十一月埼玉縣秩父郡、兩度の兇徒嘯集は、皆自由黨員の教唆により、其暴動を企てし者にて、政府は高崎分營の兵と東京の憲兵とを發して之を平けたり。

板垣の歸朝するや、其唱說に「我邦の今の勢にては、條約改正、國權伸暢の至難なる」を云ひ、更に東西兩洋の歴史沿革を觀察して曰く「歐洲に在りては、生活社會先進みて、政治社會は其後に在るが故に、生活が率先して政治を改良するも、日本は政

治の威力を以て生活を歴し、生活社會は常に伸張する能はず。如今の日本の生活は、極めて微弱なるが故に、進んで政治を改良する能はず。而も是れ、從來政治が中心となりて之を害したる結果なれば、今や須先、政治の改革を銳意に勉むべし。殖産興業を説いて、政治を度外に措くものは、凡庸取るに足らずし。

自由黨の解黨と同時に、暗中に飛躍を策する者あり、埼玉縣秩父の暴動先起り、飯田名古屋、静岡等、機に乗して相聯絡し、方に干戈を動かさんと企圖する者あり。又、朝鮮改革の大計畫は、早く熟議せらるゝあり、又、天長の佳節を卜し、爆裂弾を日比谷觀兵場に装置して、陪從大臣の鷹殺を陰謀するあり。飯田名古屋、静岡の義兵は、事を發せざるに敗れ、同志多くは身を縲綫に殞し、朝鮮赴義の陰謀は、自由黨一半の志士を網羅して、一躓して再び起つゝの機會無からしめんとせり。

日比谷練兵場に爆裂弾を埋むるの事は、未遂にして了りしも、他に馬場辰猪、大石正己二人の爆裂彈密買犯あり。二人一日横濱に赴き、居留地の外國ダイナマイト商店を訪ひ、變名して爆裂弾の買入れ手續を聞き合せたりしに、其始末、忽警察署の知る所となり、二人は獄窓に呻吟するもの半歳に及びて、漸く放免せられたり。馬場はこれより飄然アメリカに遊び、雄辨を揮うて故國の暴政を鳴らし、又書篇

志士皆網羅
に抵觸す

烽火滅秦の
謀

を著して、頻に日本官府を痛撃しけるが、不幸にして憲法の發布を見ず、異郷更に不歸の客となれり。

凡十五年より十八年迄の間、自由黨は、殆言論に代ゆるに陰謀を以てするの革命黨にちかし。其壯士は、自家所信の目的を達するには、暗殺手段と、擧兵手段に求むるの外なしと爲せるに似たり。されば、公會に演説せずして、間室に密議し、争ひて變亂の先驅たらむとし、秘密書を配布し、爆裂弾を製造す。總て幕末維新と佛國革命の歴史をくりかへさんと力め、或は大事を爲さむとするものは、細瑾を顧みずと云ひて、強盜殺掠の罪惡すら決行し、或は軍用金の調達に、豪戸を脅迫し、富人を威迫したり。壯士の志望には、陳吳一たび草間に起りて烽火を擧ぐれば、全國の項劉は、東西南北相響應し、滅秦の事忽に成るべしと想像せるならん。而も其實は、恰螳螂の斧を以て龍車に向ふが如く、其意氣や歎稱すべきもの多しと雖、終に敗亡を免るゝ能はず。

惟ふに、我邦政黨の成りしは、寔に草創に屬す、而も外よりは政府の壓迫を被り、内には争証ありて大に其發達を害し、殊に自由改進の二黨の不和を甚しとす。土肥の兩傑、板垣、大隈は、已に其出身の異なるのみならず、前者は常に武弁と結び、後者は多く文吏に交り、初めよりして既に和同せず。されば大隈の野に

政府と政黨
の消長
土肥

降れるは、薩長人にとりては二重の利益あり、其一は大隈なきが爲に、政柄は同臭味の把持堅固となり、其二は民間の勢力を二分せしむるの便宜あることは是れなり。果然、蚌鶴の争鬪は、徒に漁夫をして其利を收めしめ、民間の氣勢、爲に著しく殺滅せられたり。之に加ふるに、集會條例の追加は、全然政黨の黨勢擴張を許さざるに至りたれば、諸政黨は暫く解散して、他日再造の機を俟つの外無きに至りぬ。〔煙山氏最近世史〕

急漸の主義
と實際の異

按、政論に急漸進退の趨歩を分ち、以て黨同を樹つる者とせば、政府と自由、改進黨及帝政の區別に於いて疑惑あり。試みに自由を急、改進黨を漸と爲さば、政府と帝政黨は必定守舊主義なり。而も政府は自標榜して漸進といひ、(守舊の傾向は免れず)他の改進黨と相容るる莫きは何ぞ。恐らくは、大隈を以て急進と爲し、に由る。大隈板垣の並びて自由進歩の唱導者たるは論なし、縱然急漸の歩武を異にするも、理論の上には相近きを見る。而も其形迹に徴すれば、近き者は却りて相攻争し、遠き者にして和同するの實あり。古今の事情、此に類する者多し、最讀史者の感興を引かん。とす。

當時の政府及び帝政黨は、反對黨を目して急進と爲したり。加藤氏の人權新説中に、従來の習慣、風俗、及び制度、法律等を改良して、以て人民の自由自治を擴張す

政府與黨の
主義如何

るを謀る、固より必緊なりと雖、方法急劇に過ぐるときは、其害決して鮮少なからざるなり。是に由りて之を觀れば、今日社會活動の兩主義たる保守と漸進とは、即、遺傳と變化とに異ならずして、此兩主義の相須ちて社會をして能く活動せしむるは、其理宛、動物の遺傳と變化と相須ちて、動物をして能く長育進化せしむると一般なり。若し其一を過度にすれば、遂に變じて或は急進となり、或は守舊となるに至る。保守と漸進とは社會邦國を興すの道なり、急進と守舊とは社會邦國を倒すの術なり、云々とあり。又、帝政黨の名士岡本武雄の論に曰く、徳川氏の運は、處士横議、舊來の秩序を破壊したるによりて傾き了れり。而も維新以後の變革、廢藩置縣、徵兵令、地租改正、太陽曆の頒行等は、實に公衆をして眼眩く神悸くの思を爲さしめたるなり。此外、諸商株式の廢止、穢多を平民と同等ならしめ、苗字・帯刀の特典を廢する等、古來の陋習を破り、以て現時の氣運に至らしめたる論なしと雖、秩序破壊は風俗民情にも及ぼし、爲に日本の美風良俗を變換して復回すべからざるの恨あり。彼の自由を冀望するに至りては、我輩決して彼れ急進論者輩に一步を譲らざるべし、然るに、自由は鮮血を以て之を買はざるべからずとは、彼れ過激輩が往々唱導する所にして、現に日本脱管届を爲したるが如きは、實に怪しかる事ならずや。又、至尊の御眞影に對し不敬を敢てする者あり、亦他なし、平均同等の理論を誤認し、以て此極に至りしものなるべし。さればとて、秩序の弊や守舊となり、壓制となるに至れば、徳川季世の事實に想ふべきなり。

舊秩序保守
の程度

彼の彦根大老が、有志の徒を執へて之を極刑に處したるは、天下の治安、實に此の處置に出でざるべからず」と信したるが故なるべし、其大獄案が、徳川幕府の運命を縮めんとは、豈夢寐にも豫想せし所ならんや。是に由りて之を觀れば、國安を保維し、民福を鞏固ならしめんには、洵に、彼の秩序と進歩の併行を求むるに外ならざるや知るべし云々。

第九章 朝鮮の事變

十五年壬午の漢陽の亂 十五年十月、十七年十二月、朝鮮京城に兩度の亂あり。初め、朝鮮王、我國と修交の後、我士官を聘して其兵を練り、又堂上金玉均等をして、我國を來觀せしめ、稍文明の風を悦ぶの色あり。王の生父大院君は、王の舅家閔氏と固より相善からず、又改新を喜ばず。十五年十月、大院君、兵士を煽動して亂を作さしめ、王宮に入り、閔氏妃を要して得ず、我士官を殺し、又我公使館を襲ひ餘憤を散す。公使花房義質、二十餘人と僅に身を以て仁川濟物浦に走り、英國測量船に會ひ、救はれて長崎に達す。其報數日にして東京に至る、政府乃軍艦を發し、兵を以て公使を護り、朝鮮に返り前事を責めしむ。朝鮮、凶

徒を刑し、償金を出し、衛兵費を補ふ、公使館是より衛兵あり。清國は尙朝鮮を視て屬國と爲す、此に至り、閔妃の訴に聽き、大院君を拘し、又衛兵を置く、兩國の兵これより同く京城に對營す、之を壬午の變といふ。

按、九年の修交條約は、朝鮮の自主を説き、日本の政策を宣べたり、而も實際に清國をして其の宗主權を放棄せしむるの効力なし。何となれば、韓國に黨争あり、大君院の一派は王妃閔氏に不快なり、而も清國は閔妃の一派を操縦して、其の名義上の宗主權を變して、事實上の干涉權と爲し、以て日本の對韓政策を破らんとすればなり。即、十五年、大君院の亂に、閔氏黨は一敗して又起り、天津の李鴻章に就き助力を仰ぐ、李は之に乘し提督馬建忠を派し、提督丁汝昌等に軍艦六隻、運送船二隻、及六營の兵士を授けて赴援せしめたり。時に、日本の兵力は聯隊僅に十二のみ、軍艦亦乏し、到底清國に抗すべきに非ざるが故に、恨を吞み、姑く穩便に従ひ、馬建忠の仲裁を容れければ、清の屬邦たる義を明確にするの機會を縦にせしめたり。其清國官憲の漢陽城鐘路に掲示せる布告に、藩邦たることを首言し、國太公

清國の宗主
權を明確に
す

國太公を拘引す

【今代憲法制定編】

二〇四

君大院の拘引、及叛徒誅伐の事に及べるにて、此事情を悉すべし。

陸軍提督吳長慶、水師提督丁汝昌、候選馬建忠等は、通衢に掲示して曰く、「朝鮮爲中國藩服之邦、比年以來、權臣竊柄、政出私門、毒積禍深、遂有今年六月變、殺妃辱王虐吏、一時並發。頃者變告上聞、通路流傳、皆言爾國太公寔知其事。先以國太公入朝、親問事狀。一俟罪人之得、更申天討之威、殲渠釋從、明率典例、廷旨殷切、敢弗祇懼。今統領北洋水師丁軍門、暫與國太公航海詣闕。處人骨肉之間、全恩明義。我大皇帝自有權衡、必不於爾太公有所深責。但舉動違々、恐爾上下臣民、未諭斯意、妄生疑悞、更造異謀。目前大兵水陸齊進、嚴陣相待、儘可一戰、否則深鑑禍福、勿執迷怙惡、自速誅夷。壬午の亂、閔妃身を以て宮中を逃出す、亂兵一官女を捉へ、坤殿此に在り、天下百姓の讎敵なり」と、乃刀を下さんとす。宮女曰く、「尙宮某姓なり、衆之を放ち去り搜索止まず。王連に太公に請ひ退兵の計を求む、太公令を下して曰く、「坤殿昇遐、汝等退去せよ」と、人心稍定まる。是よりのち數日、王妃は山中より密使を王宮に送り、其避難を國王に報し、且速に北京政府北洋大

閔妃の奇略

韓廷稱清人を厭ふ

臣の救済保護を乞ふ爲に、魚允中を急行せしむべし」と云ふ。李鴻章報を得て大に駭き、曰く、「變亂の中心は大院君に在り、大院君をして存せしめば、雷に日本と難局を發生するのみならず、屬邦關係を破る恐あり」と。即、多大の兵船を發し、其將帥入韓の日に於て、更に京城の各所に告示して、内外人をして、其の清國の外藩たる由を詳知せしめ、大院君を拉して天津に拘禁するに至れり。閔妃乃還宮し、益大國に倚賴するの必要を悟る、而も又清朝に専事するの不利なるを知り、露國及其他に結び、以て衆力を弄びて云爲せんとす。〔菊地氏大院君傳〕

壬午變後の清兵は、馬建忠、袁世凱等之を統帥して、韓廷に臨む、凡五營。或は變裝、或は潜伏、以て約條に照らし、日本の兵二百に對稱す。則、清朝は此の時已に屬邦政策を實行したる者とす、且、在朝の閔族、及金宏集、魚允中、金炳始等は、皆其黨なり。而も金玉均、朴泳孝等、固より名門の出身、之に不平なり、又北京に憂憤するものあり。是より先、宮廷の内臣、或は露に通して事を爲すの風評起り、魚允中を北西經略使となし、豆滿沿岸の間島防禦を講せしむるに當りて、清韓境

【第九章 朝鮮の事變】

二〇五

界問題起り、朝鮮大に屈折する所あり、因りて北京の處置に不満なり。當時國王より米國大統領に贈れる一書あり、曰く、

我朝鮮は、古來清朝に進貢するの國なり、然れども内治外交の事務に至りては、歴代の國王、十分に其の主權を執行することを得たり。今や朝美兩國の條約を訂するに當り、彼是相持する平等を以てす可し。且、余は萬國公法に遵ひ、確然條約の各款を履行せん爲、明に余の主權を表證す。將又、朝鮮が清朝に進貢するの義務に就きては、合衆國一切關係あることなし。今や全權大臣を補任し、條約を議定するに當り、豫之を表明するは、蓋余の本分たらん、千八百八十三年月日明治十六年

恰此際、佛國政府は安南占領清國の宗主權を去ることを力めて、支那沿岸に出師せしめければ、我外務卿井上は、佛露獨米の形勢に觀て、朝鮮を扶掖して、之を清國より割くの好機と爲せるに似たり。金玉均又來遊し、井上に就き援韓の事を説く、而も井上未決斷する所あらず。

金玉均は已に志を故國に得ず、東京に來り外務卿井上に就いて援韓を説

く所あり、井上依違決せず。金之を福澤諭吉に説く、福澤沈思、後藤象次に謀る、後藤其意を領し、福澤の門生井上角五郎を遣る。先、井上をして韓廷に周旋せしめ、國王の親書を以て、後藤を招聘せしめ、一舉にして事大黨を屏息せしめんとするなり。後藤又、之に要する所の金一百万圓を、佛國公使サンク、ウキッチに借らむと欲し、之を説く。時に佛人安南の事を以て清廷に構難す。後藤偶一夕、伊藤博文に會し、談之に及ぶ。伊藤陽に贊し、之を井上外務に告ぐ、外務大に駭き、官憲を以て井上を拘禁し、福澤後藤の計畫亦施す所なくして止む。金又駐韓の我公使竹添に倚り、以て甲申十二月の變あり。○金玉均は、甲申の敗後、又日本に難を避け、庇護せらるゝ所ありしが、二十六年、後藤農商務大臣は、私に志士を糾合し金を援くる所ありしが、果さず、金上海に奔りて死す。後藤は猶、漢城の夢想を破る能はず、我軍の清兵を撃破したる後、或は欽命出使の外任を希ひしに、伊藤總理は後藤を推薦せず、井上伯爵駐韓公使と爲り、後藤は空望に終れり。

十七年甲申の再亂 十七年十二月に至り、金玉均、朴泳孝等、更に日本に倚り、

國の改新獨立を固くせむと謀り、守舊事大の黨と軋轢し、遂に兵を擧げ互に殺傷あり。王宮守備少し、我公使竹添進一郎は、李王の乞に因り入援す。清兵亂に乗し、暴民と與に來り我兵を王宮に攻め、我公使館を焚く、我官吏商民多く死す、之を甲申の變といふ。我政府、外務卿井上をして往き辨理せしむ、朝鮮命を聽きて罪を謝す、然れども日清の交渉は結了せず。明年^{十八}四月、伊藤參議清國天津に赴き、其大臣李鴻章と會し、兩國在韓の衛兵を撤去し和平を計る、之を天津條約と曰ふ。

按、井上外務は後藤、福澤等の援韓の密謀あるに駭き、俄に應接の態度を一變し、竹添公使をして金朴等の獨立黨を厚庇せしめ、先の償金の殘額四十萬圓を棄捐し、金朴等の運動に資せしむ。竹添、十一月の天長節の宴席に、内外の賓客を招ぎ、又此旨意を宣ふる所あり。清國公使及び閔族之を聞き疑懼す。既にして十二月四日、金朴等兵を發し、閔族を撃ち、王宮を擁す。清兵二千變に應じて起り、日兵擧措を失ふ、六日なり。七日、日本官民仁川に退嬰し、十三日、變報東京に達す。翌十八年一月、井上外務韓京に到り、更

に柔軟を以て彼れに對し、以て一時を糊塗す。而も清國の藩屬主張及び清兵の殺害焚掠につきては、之を決するを得ず、二月伊藤參議の天津行を見る。

或は曰ふ、當時陸奥宗光暗に後藤の計畫を識り、一夕伊藤に告げ其同意を求む。而して伊藤之を井上に告げしに、井上之を難して曰く、後藤を韓國に遣るは、虎を野に縱つが如しと、旨を竹添公使に告げ、之をして畫策する所あらしめしが、又かゝる失敗を演出したりと。或は曰ふ、フランス政府は清國に對し安南問題方に紛糾の間にありしより、此京城の變を利して、新に日本と結ばんと欲し、十二月二十日、我政府に、兩國力を協せて、清國征伐に従はんことを提議せしかど、我政府は、外征は未其時機を得たるものにあらずとし、之に應せざりしと。

當時大使は、李中堂に向ひ論して曰ふ、清國の朝鮮に於ける利害關係は、歴史上の名分を完くせんとするに過ぎず。之に反して、日本の朝鮮に於ける事國民生活の安危に關するが故に、他の何國と雖、朝鮮に權力を行ふことをも默過し

難し云々と、以て清國の朝鮮に對する宗主權を放棄せしむるに勉めたり。然れども當時我國は兵力未充實せず、清國をして朝鮮の獨立を公認せしめ難し、折衝は唯、日清の干涉權利を對等にしたるに止まり、此の如きは早晚開戦の餘地を作りたるに外ならずと雖、而も之を以て十年の和平を維持したり。(當時李鴻章は、甲申冬月の事變を以て、竹添公使の煽動に出づるとし、尙且、朝鮮國王の日兵を乞ふの諭示を偽書なりとし、清兵が日兵日人を攻撃せることは、其責竹添公使にありと主張し、又朝鮮に對する清廷の藩屬の義は、日本朝鮮の對等關係に異なりと稱し、我大使を翻弄して屈せず。我大使は説を作して既に之を避く、而も李は猶駐韓兵撤去の一條に關し、清國何時にても必要と考ふる場合には、再び其兵を朝鮮に派遣するの權あり」との一條を記入することを要求す。伊藤反覆辯論、僅に日清兩國共に此權利を有すべしと決すと雖、十七年の戦役の禍機是に胚胎す)

蹇々録云、日本政府が朝鮮と修好條約を締結したる後、歐米各國相踵ぎて該國と條約を締結したり、今其各國條約の文面を見れば、何れも朝鮮を以

て一個獨立國と認めたるものに非ざるは無けれども、清國政府は疾く朝鮮國王に迫り、更に締盟各國政府に向ひ一の辯明的公文を發せしめ、陰に清韓宗屬の關係を保持したり。其公文に曰く、『大朝鮮素爲中國屬邦、而内治外交、向來均由朝鮮國王自主。今朝鮮與某國彼此立約、俱屬平行相待、朝鮮國王明允、將約内各款必按自主公例、認真照辦。至朝鮮國爲中國屬邦、其分内一切應行各節、均與某國毫無干涉、除派員議立條約外、相應備文照會、須至照會者、我國に對しては固より此の公文を送り來りたることなし。而して此公文の末に、朝鮮開國某年、即光緒某年と記し、故さらば清曆を加へたるを見れば、此公文は清國政府が稿文を具して朝鮮に交付したるや疑なし。然るに、各國政府は、此首尾不一貫なる公文に接したるも、何等の抗議を爲さず、亦之を繳還せしものもあらず。十八年、伊藤公が當時參議兼宮内卿より、特派全權大使として清國に派遣せられ、天津條約を訂結する迄は、朝鮮に關する日清兩國の權利に付き、彼我の間に何等の協定もあらず。而も天津條約は、日清兩國の軍隊衝突の善後を策するものなるが故

に、之に據りて清韓宗屬の關係を確定すべき明文の條款はなけれども、該條約に日清兩國は同時に朝鮮國に駐在する軍隊を撤回することを約し、又將來朝鮮に事變ありて、日清兩國中、何れの一國にても朝鮮に軍隊を派出するときは、互に行文知照すべしと定めたるは、兎に角、兩國が朝鮮に對する均等の權力を示したる、唯一の明文にして、從來清國が唱へ居たる屬邦論の論理は、之が爲に大に其力を減殺せり。

英國タイムズ新聞は、此天津條約を評して、日本が清の朝鮮に出兵するを制限したるは、即、朝鮮に對して日本が清と同等の地位に立てる證據を茲に確立したるものにして、日本に對する清の著大なる讓與なりと云ふべしと論じたり。顧ふに、當時清國船艦の大半（南洋水師）、佛軍の爲に破砕せられ、北洋水師及び陸營の力稍微弱の感あり、是れ李鴻章が此條約を認諾したるもの、豈に故なしとせんや。而も李鴻章の權略、依然として八百の兵卒を變裝駐屯せしめ、提督袁世凱は、統理交涉衙門を置いて之に臨む。其官吏は悉く陸軍將士にして、兵卒は之を市内の商店に散在せしめたり。この形勢を看取せる邦人は、痛憤せざるなく、改進黨の溫厚論客小野梓も之を論じ、今回の兵亂は、實に清將袁世凱等の挑發に由る、滿清政府宜しく此輩の罪を正すべし。然れども袁等の罪は其末を問ふもの、み、滿

清政府が朝鮮を屬邦視し、無用の兵員を漢城に駐屯せしむるに根基す。故に其病根にして之を治療するに非ざれば、朝鮮の禍亂その根を絶つを得ず、隨ひて鎮むれば隨ひて亂れ、遂に底止する所を知らざらんとす。顧ふに我が日本は、之を兵馬に訴ふるも、猶之を貸さず、以て東洋大局の安定を謀らざるを得ざるなりといへり。自由黨の大井憲太郎は、援韓の義軍を興し、以て時局の一發展を希ひ、同志と共に計謀施爲する所ありしが、事大阪に露顯し十一月、投獄禁治せらる。其飛檄に曰く、日本義徒檄告宇内人士、朝鮮自主之邦、然清恃其國大人衆、脅幽其王之父、辱其王之后、毒痛其民、以兵逼其王宮。屏棄正理、替際大義、悖虐狼戾、莫知所止、其罪貫盈、其惡滔天、誰不憤清之暴而矜朝鮮之情。朝鮮上下、勇於自主、若此、未能卒其功、而清之爲暴、靡所忌憚者、朝鮮在廷數輩、朋比連引、唱和事大、以情輸于清也。此數輩、若非怯懦、不知大節者、則奸回邪惡、賣國之蠹賊也、云々。

而も第三國の意思を推すに、一八八七年、英國艦隊が突如として朝鮮巨文島を占領したる時、英露清韓四國の間に於て、種々錯雜なる關係を生じ、彼此の疑念と邪推とに依り、紛議久しく解けざるの後、英露兩國は各其要求する保證條件を清國より得て、一旦無事に其局を結びたり。是れ當時、英露兩國は孰も暗に清韓宗屬の關係を默認し、朝鮮との交渉事件に就きて

は、專清國に重きを措きたる明證なるべし、日本の位地亦以て想ふべし。

二十年、英國は露國に對する印度の攻守の必要に由り、突然東洋艦隊を派遣して巨文島を占領して砲臺を築きたり（巨文島、一名を三山島といひ、三山相抱きて其間に一港を成す、英人之をハミルトンと云ふ、巨濟島と濟州島の間に居る）。露國は清廷に向ひ、英船の所業を許すや否を問ひしかば、清廷は直に丁提督をして、軍艦三隻を率ゐて長崎に至り、英の艦隊司令長官に對して、その不法を詰らしめ、遂に之を收復す。

四十年來大事記云、中日之戰、起端於朝鮮、推原禍始、不得不謂出于李鴻章外交遺恨也。朝鮮本中國藩屬也、同治十一年日本明治五年日本與朝鮮有違言、日人遣使、問於中國。蓋半主之邦、其外交當由上國主之、公法然也。中國當局以畏事之故、遽答之曰、朝鮮國政、我朝素不與聞、聽貴國自與理論可也。日本遂又遣使至朝鮮、光緒元年正月、與朝鮮訂立和約、其第一條云、日本以朝鮮爲自主之國、與日本之本係自主者、相平等云云、是爲日本與朝鮮交涉之嚆矢。五年、英美德法諸國、相繼求互市於朝鮮、々々驚惶躊躇不決。鴻章乃以函密勸其太師李裕元、令與各國立約、其奏摺謂、藉此以備禦俄人、牽制日本云云。六年、

駐日使臣何如璋致書總理衙門、倡主朝鮮外交之議、謂中國當於朝鮮設駐紮辦事大臣。鴻章謂、若密爲維持保護、尙覺進退綽如。倘顯然代謀、在韓未必盡聽吾言。而各國或將惟我是問、他日勢成騎虎、深恐彈丸未易脫手。侍讀張綸復奏請、派大員爲朝鮮通商大臣、理其外交之政、鴻章覆奏亦如前議。是則鴻章於屬邦無外交之公法、知之未悉、徒貪一時之省事、假名器以畀人、是實千古之遺恨也。自茲以往、各國皆不以中國藩屬待朝鮮也久矣。十一年、李鴻章與伊藤博文在天津訂約、載明、異日朝鮮有事、中日兩國欲派兵往、必先互行知照、於是、朝鮮又似爲日中兩邦公同保護之國、名實離奇、不可思議。後此兩國各執一理、輻輳不清、釀成大釁、實基於是。而其禍本、不得不謂外交遺策、胎之、此爲李鴻章失機第一事。

蓋、七年征臺役後、大久保の北京盟和以來、我外交和平の方針亦變する所少なし。布哇國は、我賃作の民の來りて産業を執らんと欲す、されば、海外出稼是より創まる。尋いて北米合衆國に往く者多し、之を移民といひ、逐年漸く多し。慶應年中、我勞働者の、傭奴として米人の爲に布哇に誘拐せられしあり。

明治政府に及び、其不法を聲言して、二年、官吏を布哇に特派して、其雇主に談判する所あり、終に傭奴四十人を伴ひ歸れり。後二十年にして、遠航賃作の民(移民と稱す)、朝野の推奨を得て、連に前往し、終に米人の忌憚を被りて拒絶せらるゝに至る。形情の變遷、駭くべきものあり。

慶應四年戊辰四月、中外新聞曰、此節日本國中の騷亂に乗し、横濱在留の或外國人、サンドウウキ島の砂糖竹の植附刈取等を渡世とすることを約定し、三百餘人を三箇年の年期にて雇ひ切り、彼地へ差送れり。給銀一箇月五ドルづゝにて、いはゆる黒奴賣買の所業に均き事なれば、萬國の法例に戻り、且、無辜の日本人、狡黠の外國人に欺かれ、利益は悉く彼に奪はれむとす、憐むべし。

第十章 參議政府の終局

十四年變後の參議 政權運用の跡を推すに、藩閥の均衡、海陸及び大藏は薩の手に在り、川村純義、大山巖は海陸に當り、松方は大藏に居、黒田は内閣顧問たりと云ふと雖、長は内務、外務、司法の要職を占め、山縣内務、井上外務、山田司法、土肥は固より此間に競ふ能はず、佐々木工部、福岡、大木の文部に備はるありと雖、

仍維持せらるゝ所ありて、政府の小康を保てり。伊藤參議は、憲法取調の特命を奉し、專其事に従ふ。而して三公三條、有栖、川宮、岩倉の上座、故の如し。是れの時や、政府は内に犯上抗官の風の止み難きを恐れ、外に清韓の葛藤、西力東漸の形勢に鑑みて、軍備の充實、海陸の強銳を欲するや切なり。明治十五年、徵兵令を改正して、免役料を廢し、猶豫の項目を減し、全國皆兵の主義を擴張して、陸軍六師團の編制を爲し、獨逸の制度様式に改む。更に軍人に對し五箇條の勅諭をたまふ、一、軍人たる者は忠節を盡すを本分と爲し、二、禮義を正しくし、三、武勇を尙び、四、信義を重んじ、五、質素を旨とせよと。尋いて諸省に節減を行はしめ、海軍公債を募集して、軍艦を増設せんとす。而も經費支へず、後數年、安藝の吳、肥前の佐世保に鎮守府を置きし比、都鄙の富戸に勸誘して、海防費を獻納せしむるに至る。

十四年十月十一日、七參議の奏議、陸海軍人の義務に論及し、曰く、天子は兵馬の元帥にして、軍人は王室の爪牙なり、故に軍人たる者、統一國を愛し、君に忠なるの義ありて、黨を結び政を議するの權あること無し。今宜く其

紀律を制し、陛下又親く之れに方向を示し、其れをして傳へて習風を成し、以て永く國家の干城たらしめたまへ云々。此に於て勅語降賜の端を開き、翌年一月を以て、五條の教あり、當時の事情、及び動機、之を以て想ふべし。蓋權利自由説の起りしより、一死奉公といふ臨戰の忠節にさへ疑を挟む者なきに非ず。本邦の古風俗としては、毫も此間に分析説示を要せざりしも、法治を以て民を率ゐるに方り、亦一解なくんばあらず。曰く、權利自由は軍人之を悉く享くる能はず、何となれば、軍人は元首統帥の下に直隸して、常人に異なり。殊に國家交戰の際には、常理を以て推すべからざる者あり云々、遂に憲法に其の明文あるに至る。

又、政府は夙に國家教育の大方針を立てたりと雖、爾來政界多事、教育は常に度外の閑却に附せられ、大臣の之に専心して經綸する者なくして止めり。十二年、新に教育命を頒布す、先の五年の學制は、事創始に屬するを以て、國民を強迫して是を奉行せしむるの嫌ありて、田中大輔(不二麿)等は是を擇ばず。此に至り、官省は學校の細事に干涉することを止め、唯其大綱のみを示し、其委曲の如

きは、專町村に放任するに至れり。是を行ふ一年許、全國の學事は急に衰退の兆を生し、或は既設の學校をさへ閉鎖する者あり。政府乃、田中を司法卿に轉し、司法大輔河野を以て文部卿と爲し、首として教育令の改正に着手し、十三年の冬發布す。大略、舊時の干渉制に復し、細事に涉りて典型を示す。已にして河野去り、福岡孝悌之に代る、恰反動の運にあたり。十五年、更に小學校教則大綱を定めて、強制必遵の者と爲す。之より先、都鄙到る處、民權自由の説行はれ、政黨組織となり、國會請願となり、横議暴行甚謹ます。教育界に於ても、自然其氣風を受け、師弟動搖す。福岡文部卿これらの時弊を察し、學校に於て政治上、宗教上に涉り、執拗矯激の言論あることを戒め、又殊に重きを修身の課目に置き、皇國固有の道徳に基きて、儒教忠孝の主義に依らんことを要すと云ふ。而も人智の開達は、既に古代の習法に拘泥する能はず、官府の威力に因りて、種々號令する所あるも、人心の理會少く、空文徒唱して日を涉るに似たり。

西村茂樹日本道徳論云、王政維新の初、舊物を一洗して盡く其面目を改む。是に由り、從來士人尊信して道徳の標準とする所の儒道、及び武道をも廢棄し、別に

標準定まら
ず

維新以來國
定の徳教を
失ふ

【今代憲法制定編】

二二〇

神儒混淆の教を立てて以て之に代へんとす、(明治二年十二月大學を置き、同三年二月學則六條を制す)。然るに此國教も遂に成立すること能はずして止み、一旦廢棄せる儒道は復起すべからず、是により日本の中等以上の人士は、道德の根據を失ひ、封建の時に比すれば、人心其固結力を弛緩し、國民道德漸く頹敗の兆を萌せり。神道と云ふ者は、一時(神祇官を置き、之を太政官の上に班せし比)、政府にて大に之に助力し、頗隆盛に向はんとする勢ありしかども、到底其説く所は人智開達の度に伴ふこと能はず。佛道は久しく下等人民の間に行はれ、中等以上の人士は之を信仰する罕なるを以て、共に人心固結の功力を現す能はず。是に於て、道德の一事に至りては、我邦は世界中一種特別の國となれり。何則、世界何れの國に於ても、或は現世教、或は世外(未來世)教を以て、道德を維持せざる者なきに、我國獨、道德の標準となる者を亡失したればなり。其後に至り、或は耶蘇教を説く者あり、或は西國の道德學を講ずる者ありといへども、耶蘇教は東洋諸國、就中、本邦の國體に適せず、道德學は唯學士の嗜好を以て之を爲すに止まりて、共に全國公共の教となる事能はざるなり。是を要するに、王政維新以來、全く公共の教といふ者なく、國民道德の標準定まらず、以て今日に至れり。凡、國の盛衰治亂といふは、國民道德の盛衰に因らざることなし、但、人心の聚合離散は、政令の可否に因ると雖、國民道德の衰へたるに因りて、人心の散渙せる者は、所謂土崩の勢にして、復之を救ふ能はず。往昔西羅馬の滅亡せしが如きは、全く其國民が道德を失ひ、人

不換紙幣の
銷却

銀行の制度
稍完からんとす

心腐敗せしに因りしことは、歴史上に昭々たり。又、波蘭國の如きは、其人心の腐敗せしは、羅馬人の如く甚しからずと雖、人々各其意見を主張し、協合一致して其國を守ることを知らず、終に分裂したるにあらすや。

財政には、之より前、大隈の在職中、不換紙幣銷却の方案に焦慮し、外債五千萬圓を募集すべしとの方案を立てたり。然るに當時政府部内には外債亡國の説あり、又、無利無期の内債を以て、有利有期の外債に變するは、得策にあらずとの論ありて、外債募集の議は行はるゝを得ず。十四年十月、松方の大隈に代る後、不換紙幣を還收するの方針を確立し、年逐ひて之を實行し、中央銀行日本銀行を興して、之に與ふるに兌換券發行の特權を以てし、従前の國立銀行は、其營業満期の時まで、悉く其紙幣を銷却せしめんとす。十七年に至り、銀紙の差異を去り、後數年にして銀行紙幣を銷却し終る。政府は已に日本銀行を中央機關と爲し、更に諸種の特權銀行を興して、財政に便宜することを希圖し、先、正金銀行を以て海外爲替に當らしめ、正貨回収に利せしむ。(三十年以後の特權銀行、農工勸業の兩種は、不動産を抵當にして、低利長期なる年賦償還の貸付を爲し、以て農工業の改良發達を奨励補助するを目的とす。而して勸業銀行は、其資本

銀行の發達

の十倍を極度として、割増付債券を發行するを得、北海道には拓殖銀行と云ふ。臺灣銀行は、新附土の舊通貨を整理し、富源開發の爲に最も緊要なる機關にして、紙幣發行の特權あり。興業銀行は、其目的動産に對して金融を與ふるにあり、故に、其主なる營業は、國債、地方債、社債、及び諸株券の質入を取るに在り。維新以來、銀行業發達の沿革は、之を四期に分つを得べし、第一期に、爲替會社は我銀行業の先驅として起りたりと雖、其經營は不幸失敗に歸す。又、舊國立銀行は、當初堅實なる主義に従ひて組織せられたれども、金貨兌換を維持する能はず、加ふるに鳥田組、小野組等の大賈破産の爲に、經濟界に恐慌を來し、其營業主義を繼續する能はざるの難局に陥りたり。

明治二年、大藏省通商司は、其官務として内外の商業を經營せんが爲に、先、爲替會社を立て、通商上の金融に援助を與ふる機關たらしめんとす。爲替會社は、往時各藩に行はれたる物産方、又は國産方と稱する勸業役所の仕組に基き、多少泰西の銀行制度をも參酌したる金融機關にして、金券、銀券、錢券、及び洋銀券を發行するの特權を賦與せられたり。此爲替會社は、四年を経過して解散し、其計畫は全く失敗に歸したるが如しと雖、合資結社の經驗と模範とを遺したり。當時、大隈

國立銀行の
公債紙幣

は參議として大藏を總裁し、井上は大輔として省務を擔任し、伊藤少輔之に參加し、米國の制度に基き、公債證書を積みて國立銀行を設立せしむと雖、其發行する紙幣は、英國の如く金貨を以て兌換せしむることゝなしたり。即、銀行は資本金の六割に相當する政府紙幣を大藏省に納付して、同額の金札引換公債證書を受取り、更に該證書を抵當として大藏より同額の銀行紙幣を受取り、之を流通し、又殘額資本の四割は金貨にて積立て、以て交換に充つる者とす。五年十一月、國立銀行條例の始布より、約四年を経過し、其間銀行の設立せられたるもの僅に四店、三百四十萬圓に過ぎず。是を以て、當初の目的たる紙幣整理の業を擧ぐることは、能はざるのみならず、紙幣價格の連年低落の爲に、臨機の救済策を講じ、該銀行條例の改正を見る。新條例の要點は、資本金の八割に當る金銀公債證書を政府に供託して、同額の銀行紙幣を發行し、之が引換準備金は、資本金の二割に當る通貨（政府紙幣）を以て之に充て、當初の精神は全く之を失へり。當時政府は思へらく、公債證書を以て銀行紙幣の抵當に充てしむるときは、一は公債の價格を維持し、一は華士族の究乏を救済するに於て、策の最も宜きを得たるものなりと、而も失敗に終れり。

第二期は、明治九年、國立銀行條例の改正により、銀行の設立頓に數を加へ、偶、西南の亂ありて不換紙幣増發せられければ、物價激變して、爲に經濟界

は暴騰暴落紛更を極めたり。而も紙幣銷却の法、年を経て其成績を擧げ銀紙の差價漸く消滅したるを以て、日本銀行は十八年より兌換券を發行するに至りたり。第三期は、前期以來、兌換紙幣の信用いよく鞏固を加へ、復從前の如く紙幣價格の動搖なく、各種の事業繁榮を呈し、十八年公稱會社資本五千萬圓は、二十二年に二億二千萬圓に上る。而も其後は、乍反轉して商況萎靡し、其漸く景氣を復せんとするに及び、日清戰役に會したり。第四期は日清戰役後にして、商工業及び銀行業、共に新生面を開く。

内閣の新制 十六年、岩倉右大臣薨す、主上、其大節國を賛け、誼師父に同じきを稱し、國葬の禮を以て之を送らしめたまふ。岩倉は主上を幼冲の初に輔け、維新創業の大策を決行し、薩長の材能を驅使して、時運の旋轉を成就せり。其政府に立つや、權變不測、人望みて之を畏る。岩倉嘗て華族の放縱に流れ、家名を汚すを慨き、督勵して其品位を保たしめんと欲し、會館を建て、學校學習を造らしむ。岩倉薨後は、伊藤、宮内卿を兼ね、乃五等の爵公侯伯を分ち、舊華族大名の外、新に社家寺家の門地ある者、陪臣萬石以上の大祿者、並に建武中興の忠臣の

裔孫と、維新の諸功臣中に擇みて、之に叙爵せしめらる。以て皇室の藩屏と作し、士民の標準たらしめんと欲する者なり。十七年

按、岩倉對岳は、立憲代議の新制を以て「國體を破り大權を移す者」と爲し、久しく之に苦慮せし人なり。斯人にして尙勢位を占め、其晩年を永からしめば、憲法の條文及國會の論争に於いて、伊藤春畝、井上梧陰の諸人を通して、幾多の保守的曲折を加へしや、想像に餘あり。則、岩倉死後の伊藤は、其所依を失へるに似たりと雖、又宮中府中の改新着手に、他に拘束せらるる所少く、其存分をも盡し得しは、むしろ幸と謂ふべし。蓋、岩倉の一死は、守舊と改新の風氣の消長に於いて、頗關係する所あるを覺らる。井上毅の傳ふる所に據れば、後年なる井上、大隈の兩度の外國條約改正案も、岩倉の遺志に合はざりしが爲に破れたりとさへ曰はる。抑又、死せる岩倉、生ける井上、大隈を走らしたる智謀にやあらん、事未知るべからざる也。

梧陰存稿曰、世の人は、明治二十年と廿二年との條約改正中止の件をば、何某の盡力にて、とやなりし、かくなりしなぞ、ことごとくしく云ひはやせど、此事の起りは、十

五年にて、故右府岩公は、あかす思召すことありて、一方ならず心を盡したまひ、其折一たび中止とはなれり。されども、公は深く秘めたまひて、文書一箱ほどもあるを家に藏めて、内々の人ならでは、得知るものなかりし、是等は後の人の鑑にこそ。夫剛膽は政治家の第一の要徳なりとは聞ゆる、公は長袖の人とも覺えぬばかりに、剛毅の徳を備へおはしけり。去ぬる六年、征韓の議、今にも蕭牆の内に變亂を見むとするの時に、陸軍將校の中に、武勇の聞えある一人は、公の邸に参り客堂に謁見し、一應二應議論の末、其人怒れる眼血をそそぎ、毛髮倒まに立ち、脇差の刀を左の手にて鞘もたわむ計りに握りつめ、貴殿も意見を枉げたまはずば、お身の爲あしかりなむと言ひ放ちつ、膝と膝との間一尺ばかりにまでつめかけたり。此時、公の家の侍共、次の間に控へ居て、障子の隙より窺ひつ、あはやと手に汗を握りたりしに、公はすこしも動する色なく、自若として其座を守りたまひきとぞ。

明治八年、華族中の有志者より、士民功勞ある者、華族と爲すべき議を立てしことあり、曰く。今の華族なる者、往々積年の慣習に染漬し、逸居安食、報する所を知らず。偶、祖先の勳功に頼り、優渥の眷恩を荷ひ、却て其義務を盡すを思はず、亦何ぞ謬れるや。曾て聞く、英國の法、功勞ありて平民より貴

族に登せらるゝもの、一世にして數十百人に下らずと。夫れ人を賞するに利祿のみを以てするは、名譽に副するに若かず、何となれば、利祿は豪商巨農の能くする所以にして、名譽は英雄豪傑にあらざれば之を有するこゝと能はず。且、豪傑の士、功を積み勞を重ね、新に華族に列すれば、則其族中常に雄才熟練のもの多く、爲に奮勵有爲の氣象を維持し、以て能く其義務に任すべし。一舉兩得、英國の法、尤則るべきものとす。凡、臣等が區々議する所以のものは、目今華族の盛衰を慮るに遑あらず、唯、王國の體裁確立、萬々世天下安寧ならんことを圖るなり、請ふ採擇せられよ、云々。而も政府は之を採る能はず。木戸大久保の遺子の華族に陸せられしあるのみ。勳章は丁丑亂後に之を制定せられ、位階と共に、華族、官吏、及國家に勳功ある者に授けらる。十七年に至り、舊華族の外、急に多くの新華族を見る。蓋、國民の階級を定め、以て保守の氣風を養はんとする也。夫の伊藤は、前に士族の特權をさへ復興せしめて、國會議員の選舉に與らしめんとせる程なれば、其社會組織に於いて、貴賤の等級を累加するは、則斯人の理想の

十八年の改

一として観るべき者歟。板垣の辭爵奏上の始末は下章にあり

十八年十二月大に官制を改め、三公參議の職を廢し、内閣を以て諸宰臣奏政の所と爲し、立憲代議の制に應ずるの地を爲さしめらる。三條太政大臣の辭表に曰く、維新の初め、陛下幼冲、臣叨に寵を蒙り大政を攝す、實に止むを得ざるに出つ。仍大寶の古制に基き、太政官を以て諸省の冠首と爲し、凡上奏皆之を経由す、實は親政統一の體を得ず。今陛下聖德日に躋り、文武の政を聽きたまふ。宜く太政官を廢し、宰臣出ては所任に就き、入りては大政に參し、其中一人を選して各部を統制せしむべし。是即祖宗簡實の制にして、立憲の義亦此に外ならずと。此に於て九省外務内務大藏陸軍海軍司法文部農商務大臣を定め、各官守の責任に當らしめ、總理大臣を以て之を統ぶ。宮内省は此に與らず、其大臣及び内大臣專、至尊に奉侍し、以て府中と宮中の區別を明かにす。伊藤博文傳始めて内閣總理大臣に陞り、三條公爵は内大臣に移る。

十八年の官制改革にあたり、工部を廢し、遞信省を置かる。後二十八年拓殖の一省を加へられしも、數年にして停止す。(維新の後封建割據の畛域

宮中府中の別

遞信省

官報及び法例

を打破し、音信交通を四方に快速するの必要を感じ、從來市人の私業に委ねたる書信往復の事務を擧げて、悉く之を政府の手に收め、驛遞司を大藏省内に置く。已にして内地郵政の整頓するに隨ひ、進みて萬國郵便の同盟條約に加入するに至り、終に工部省經營の鐵道電信、及び船舶管理の事務をも此に統總するが爲に、遞信省を設置せらる。又、公文式を定められ、官報を以て告示の機關と爲なす。明治元年三月、舊政時代の高札カウサツを撤したりと雖、更めて五榜を揭示す、其の三箇は定三枚高札と云ひ、他の二箇は一時の揭示にして、覺書と云へり。又、時々トキトキの布告、布達を、此に併せ揭示するものとす。六年、諸布告發令毎に、人民周知の爲、必三十日間、便宜の地に揭示せしめ、従前の高札は皆之を撤し、又各府縣に諸布告到達の日數を定めらる。十九年一月、公文式に至り、法律命令は、必官報を以て布告することとなり、施行手續を定めらる。法例は、其後、民法と共に發布せられ、法律の時に關する效力、法律牴觸、公共の秩序、善良の風俗、及び裁判拒絶に關する原則を掲げたりと雖、汎濶に失し、實際の適用困難なるを以て、更に之を

修正したり。例せば、法律不遑及は、法律の時に關する效力を定むる、萬世不易の一大原則として、近世に至る迄は、諸國の法典にも認められたりしも、其實、或は既往に遡るものありて、一定の通則を掲ぐるは、却りて法律の適用を誤らしむるの危険あるを免れずとの理由を以て、之を削除せられたり。

福地櫻痴曰、時の勢を觀察する者、常に評して、薩長は政府の形の如く、政府は薩長の影の如しといふ。而も吾曹竊に世人が薩長を議する所を察するに、口を權勢の偏重に藉きて、薩長出身の官途に多數なるを云ふにあらざるなし。則、其偏重の勢力を制するは、實に薩長元老が、宜く今日に勉めざるべからざる所、伊藤伯爵が内閣に總理たるの初めに於て、先、官守、選叙の制を定められたるは、實に此薩長の勢力を制するの深慮に出で、以て明治政府の守成を完全にすと云ふべし。○按、伊藤の選叙の法を立て、行政官の登庸を一切試験に據らしめしは、是れ正しく青雲攀縁の徑竇を絶ちし者。然れども、帝國大學法科卒業生には、試験を経ずして行政官に任

せしむるの特典を興へ、以て政府の須要に應せしむること、爲したりしかば、爾來帝國大學は、殆官吏製造所と爲り、登龍門は愈狹窄を感せしむ。従前、藩閥の餘蔭により、情實を以て仕進したるものは、之が爲に次第に淘汰せらるゝの端を啓きたりと雖、科擧の弊、往々指摘を免れず。嚮に岩倉公逝き、公家大臣は一三條公を留む、此に於て公又要路を去る、京童は謂ふ、春日の神威、今日眞に地に墜つと。公誠忠君に奉すること二十餘年、徳望一世に高し、少壯國を憂ひ、先帝の世、名門の子を以て京に居るを得ず、久しく西國に流寓す。丁卯維新の時に及び、忽ち召されて大臣の首位たり、其薨するや、二年四又國葬の禮を以てせらる、乃祖鎌足公の餘烈を承けて、有終の美を成したりと謂ふべし。

第十一章 憲法の成典

伊藤内閣功を急ぎて敗る 政府は廿三年の國會開設の以前に、内外施設の大事、皆其功を成さんと欲し、銳意從事す。條約改正は多年の宿題にして、最上

下の注目する所なり。井上外務は、外人遠客に接遇するには、我が風を易へ俗を移し、以て同化和樂するより善きは莫しとして、衣服居住宴集舞樂、勉めて西洋の風俗に従ふ。此に於て在上の大官、連に歐米に模倣し、外人の悦を得るを以て面目と爲すに至る。而も朝野又之を見て非難する者あり、奢侈に流れ、粉飾に趨り、遂に元氣を損して、國粹を失ふに至らんといふ。谷農商務、之を内閣に論争して止まず、鳥尾中將等と同く、國粹保守の説を世に布く、二十年の五月なり。

國粹保守の風潮

外人に善交し、歐風に模倣す

伊藤内閣は銳意して内政の完整を期し、是の間勉めて事なからんことを望み、内は授爵叙位を官僚に遍く施して、政府の特恩を布き、外人に善交し、歐風に模倣して、條約改正の功を收めんとせり。十九年八月、清國水師提督丁汝昌は、軍艦鎮定濟威の四隻を率ゐて露領浦鹽に航遊し、歸路我長崎に寄泊するや、其水兵上陸して暴行を敢てし、我警察官之を制止するも聽かず、茲に一大争鬪を生じ、彼我爲に死傷數十人を見たり。されど、政府は毫も此等を顧みるに違あらず、一意内外男女の交歡に熱中し、夜會舞踏會

谷干城の歐化反對

假裝會、音樂會等、夜々之なきはなく、醜聲往々外に漏れ、大小官吏の歐風に心酔する者、頗世の指彈を受く。中にも二十年六月、谷農商務の論議に曰ふ、近年情實の弊起りしを以て、内閣一大改革を舉行し、其後僅に二年、閣僚諸公は徒に太平無事を裝飾して、歌舞遊樂に日夜を消費す。或は土木を起して大臣官邸を新築し、又交際費を増加して驕奢を競ひ、華美を争ふ、是れ何にする者ぞ。且、政治學術軍隊の事より、衣服の末に至るまで、專、獨逸の風に傾くが如き、輕佻の弊より來る所にして、國家自信の念薄く、唯外人の歡心を求むるに由るなり云々。谷、又伊藤總理の宮内兼務の不法を指摘しければ、伊藤其兼務を解く。

勝安芳の内閣諸公に贈れる書に曰ふ、近來高官の方々、さしたる事も無之に、宴集夜會等に、太平無事、奢侈の風に相流れ候哉に候。舞踏盛に行れ、附ては淫風の媒介となるが如き風評、下民困究の餘り、喋々訛傳を生し候様に成り行き可申と存候。御維新以來、御改めの廉々、二十年を経て元に復し候事甚多く、従前の御改革は無用徒勞に屬し、是がため財用莫大空しく消費候。邦家の政權は、舊薩長兩藩人に非らざれば、掌握し難きが如く、衆人も相心得、他は絶念の姿に候。それにて

勝安芳の冷語

宜く候處、近來の人情にては、兩藩互に政權を争ひ候形勢にも陥り可申候。是迄兩藩人互に御協和、勉めて一致の姿顯然に候へ共、猶厚く御注意有之度候。兩藩人敗北被成候共、邦家轉覆は致間敷候へ共、他は兩藩人の如くに、心思伸び、精力強きは無之候間、御自重有之度候事。後年、今日に立勝り候様に、人物輩出候様の御工夫、專一に存候。方今の高官、何にもかも御一世に餘さず洩さず、被成遂との御性急は、勞して其功無之事、顯然の義に候云々。

日本の改革

佛國ウイラレー大尉曰、歐米人之日本觀、物質上より見ても、精神上より見ても、日本は實に急激の變改をなせり、過去のすべての事物は破壊されて、日本は今や不測なる未來に向ひ、一定の目的なしに盲進しつゝあり。日本人は過去のよき法制を打ち破りて、其代りに紙の城を建てたり。宗教は存立せず、武士の獻身的觀念は今や野卑の慾望と代り、首長に對する尊敬の念亦地に墜ち、天皇は只常人に外ならずと疑はれ、古き偶像は覆されて、之に代るべき理想なしに踰躐しつゝあり。國會を召集する筈なりと雖、虚妄のユートピア、何等の善事をか行ひ得べきぞ。ロシアは既に樺太を收め、又朝鮮及び蝦夷を窺寄しつゝあり、やがては東洋の霸權を握るべし。ドイツはヨーロッパにて強兵を以て雄視し、今や其國の人才及び物産を、盛りに日本に供給し、伊藤・山縣の諸大臣も、大に其心を傾け居れりと雖、ドイツ其ものも、遠からずして日本を厭ふべく、ドイツ主義の諸大臣も、永く其位地に留まり難かるべし。○竹越三又云、今、獨逸流の法權主義に反對したる

國粹てふ感

凡べての分子は、年を経て相集り、平民主義を築成するに方りて、法權主義は按外にも保守主義の上に接木せられたり。又此に國粹保存てう一種の感懷を生ぜり、是れ詩歌的情緒に他ならざりしと雖、忽流れて保守派を助くる法權主義の一派となり、保守の風俗より出てたる敵愾の黨派は、遂に國權黨と名けられたり。此の如くにして、維新以來三分鼎立の思想は、久しく相對峙せりと雖、唯一脚たる精神的の進歩思想は、其一半平民主義によりて、代表せられたるのみにして、社會實際の生活に於きて、尙大勢力とはならず。(新日本史)

之よりさき五月、大隈板垣後藤勝等に伯爵を授け、華族に列するの恩命あり。或は云ふ、政府の意、此榮典を布き、民間黨の首領を抜いて、貴族の伍中に拘置し、以て諸氏が國民反抗の聲援を絶たんとするに在るが如しと。果然、板垣は拜爵を以て平素の志望に背くと爲し、上表して之を固辭す、而も聽許を得ず、乃時事の非を鳴らして論奏せるも、擁蔽せられて又達せず。

板垣此恩命に接し、予の爵を受くるは、平生の主義に背くと言ひ、將に闕下に趨りて陳奏する所あらんとす。時に、平民主義を主張せる雜誌、國民之友、徳富猪一郎の如きは、受爵諫止の書を作りて板垣に要請せり。六月、板

板垣辭爵の上表

何ぞ特に華
族を以て帝
室を擁せん

【今代憲法制定編】

二三六

垣上京、吉井宮内次官に就き辭爵の表を奉呈す、聽納無し。七月、再表を上る、中に云ふ、前年、士族の常役を罷め、徵兵の制を定め、非人穢多の稱を停め、華族平民の婚を通するを許し、華士族の祿を廢して公債を代給し、其閏刑を廢する等、皆人權を齊一にするの聖旨に因らざる無し。此に至りて、本邦始めて門閥政治を廢し、平等制度に就く、豈偉なりと謂はざるべけんや。而して近歲に及び、又特に華族を以て皇室を擁護するの勢を致し、新に五等の爵を置き、更に臣をして華族に列せしめ、特に貲財を賜ひ世々相襲がしむ。臣淺識妄りに其是非を判する能はずと雖、制度の得失、進退の當否、深く省察を加へられんことを冀ふ。夫れ我邦古來、門閥の禍亂を致せしこと、歴々徴すべし、英國貴族の如き、人或は之を稱するあるも、臣が見る所を以てすれば、動もすれば下院議士と拮抗して、國の大計を阻遏すること無き能はず。我邦茲に君民同治の化を敷の時にあたり、人民誰か感激して忠を陛下に効すを願はざるものあらんや、尙何ぞ特に華族を以て帝室の擁護たらしむるを要せん云々と。かくて、板垣は三辭の後、爵記を拜受

又有司彈劾
の封事あり
皆達せず

す。偶、内閣動搖の兆ありければ、板垣は之を見て、八月を以て更に封事を上る。封事凡一萬八千餘言、主として有司が維新興國の精神を忘れて、十九世紀に於ける世界の氣勢に背き、唯自家の權位を維持せんが爲、威嚇籠絡の手段に腐心する所以を説き、弊患を擧ぐることに十餘條。曰く、私恩を賣り、金錢を啗はし、以て頑固者流を籠絡す。曰く、人の爲に官職を設けて、官職の爲に事務を設く。曰く、官學を盛大にして私學を阻喪し、不羈獨立の志氣を消磨す。曰く、不急の土木を濫興し、嬖倖の工商を庇寵す。曰く、警察の官職を濫用して、公安保護の務よりも、むしろ苛察羅織を勉め、甚しきは官吏一身の防衛に供して、衆民を敵視す。曰く、軍備の設けは徒に内亂に備ふるに止まり、國民の士氣と實力を養成して外侮に赴くなく、又海軍の振作に充つることを爲さず。曰く、外交政略は、其國權を傷けらるゝも恥とせず、卑辭僂首、阿諛迎合を維れ力む。曰く、新貴族五等の爵位を設けて、皇室と臣民との間に一種の間族を作爲す。曰く、言論集會の自由を奪ひ、國民をして聾盲不具者たらしめんとす。曰く、財用足らずして收斂

【第十一章 憲法の成典】

二三七

を極め、有司は車馬第宅の美を競ひ、舞踏夜宴の樂に耽るも、地方は凋衰し、民力は困弊し、怨嗟荐に起り、物情恟然たり。曰く、總理大臣にして宮内長官を兼ねるは、有司其責任を明にせざるなり。以上十弊を絶ち、早く國約憲法を頒ち、輿論正義を容れ、民力を休養し、責任内閣の實を表して、衆怨を釋くに非ずんば、國勢の陵夷、智者ありと雖之が後を善くする能はざるに至るべき所以を具陳せり。而も上書の後二閱月、十月、土方宮内大臣は、事實相違の言ある旨を以て却下し、上聞せずして止めり。

是の時、井上外務の條約改正案、世間に漏聞し、非難反對の論起り、谷又内閣に在りて之を論争し、遂に政府を去る。今や、主義の保守と漸進と急進とを問はず、朝野一齊に群起して、伊藤内閣に迫るの状あり。危言激論相唱和し、鼎の沸くが如し、政府は三島警視總監をして、黨人に警戒せしむ。此の時流言あり、民間の黨人は、現内閣を倒すには、血と火とに依るの外なしと唱ふるもの多く、後藤象二郎實に之を指揮すと、

井上は外務に居る凡七年、數次談判の後、十九年に至り稍案を具へ、先、漸を

國約憲法の
希望井上の條約
改正案

治外法權

植民地様の
領事裁判

以て其法稅兩權の中に恢復せんことを規畫し、列國が此二點に於て讓歩せんには、我は之に換ふるに、全國を開放して、外人の行止、商工に自由ならしめ、内外臣民の權利を平等にせんと言ふ。然るに、列國は日本が全國を開放すとも、營業上何等の大利益生ぜざるべきが故に、其開放も無用なるを揚言し、領事裁判の撤去にも拘執する所ありて、之を治外法權の保留といひ、且、外國法官の列席開廷を請ふ。又、日本法典は、泰西の主義に依りて、背くなきことを求め、其草案校閲を約束せんといふに至る。

治外法權の權輿を尋ねれば、歐米政府が、所謂耶蘇教國以外の制度法律に對し、信用を措く能はざるに由り、領事裁判條件を設けしめ、遂に小植民地を置くが如き、一種の變態を構成せるに起る。而も此變態、施行久しきに亘り、種々の國際紛議を生ずる毎に、新註釋及新慣例は、無論に強國の便利なる様に適用せられたり。故に均く治外法權、若くは領事裁判管轄と云ひながら、諸國の間に其程度及形式頗相異なる者あるは、皆實に之に職由す。我國が歐米各國と條約を締結したるは、幕府の末運にして、當時外交上種々の困難ある毎に、幾多の惡例を現出し、會に學理上の正解に違ふのみならず、往々、條約上に未、曾、讓與し、許可せざる事項迄も、何時と無く侵奪せられ、其害日に月に滋蔓するに至れり。

排外思想の
昂騰

司法省雇聘佛國人ボアソナードは、此改正案の諮問に應じて意見書を呈し(六月)、率先之を不可とし、尋いて閣員谷の意見書中にも反對論を述べし(七月)より、改正案非難の聲漸く起れり。加ふるに、この年英船ノルマントン號の紀州熊野洋に於て難破するや、該國船長及び乗組員等は纔に身を以て免ると雖、我日本乗客の一人をだに救はず。幾多同胞、其艙内に密閉せられしまゝ、船と共に海底深く沈没せしめられしとの悲報さへ傳はりしかば、國民の憤激甚し。一般の排外思想は、夫の國粹保守論と相待ちて頓に昂騰し、遂に井上外務の辭退となれり。

九月、政府は條約改正案の物議多きに反省し、井上を罷め、其談判を中止し、公示して曰く、今般改正談判の延期を列國に通知せるは、彼我の所見、不幸、一致の點に歸せざる者あるに由る。蓋、現行治外法權の約款を改めて、新に列國の間に平衡の交際を締び、彼我の便益を増進せんとするは、偏に我が國內治法律の進歩完成に倚賴せざるを得ず。又、外交の事を以て、之を人民の公議に附せんとするの說あるに至りては、凡立憲君主國に於て、斷して取らざる所也」と、民間之

後藤三大事
件延白を以
て起つ

を見て愈平ならず。恰、之に因りて諸黨聯合の機を生し、乃、條約改正、地租輕減、言論集會の自由を眼目として、分黨の形成る。而も後藤伯之が主宰なりければ、舊自由黨員の舉りて之に應せるのみならず、保守改進の如何を問はず、四方より之に加はらんとす。政府は之に對し、凡意見を建言し、又は利害に關し請願する者、官吏に面謁、口陳を求め、從ひて抗論喧擾に涉る者あり。右等は何等名義を用ゆるに拘らず、其違反者は嚴に依り處分すべしと戒飾す。又、各地方長官を召集し、今の時に當り、敢て憲法の親裁を異議するものあらば、斷して言論集會及び請願の自由の範圍の外に出る者とす。若、或は此を以て名として暴動を謀り、又は教唆するものあらば、臨機處分を施すべし。租税及兵役の二大義務を盡すの人民に對しては、我政府は意を加へて休養すべしと聲明す。遂に鎮臺司令官をも召集して、同く此意旨を傳諭せり。然れども、民間の輿論は竟に此等の手段に由りて消滅すべきにあらず、元老院に在りても、議官鳥尾小彌太、尾崎三郎等は大臣の進止に不満なりとの飛語あり。舊自由黨の宿老島本仲道は更に舊公家を誘ひ、別方面より三大事件建白の目的を達するの途

を開かんと欲し、伯爵鷺尾隆聚と謀り、伯爵東久世通禧を説き、大に劃策する所ありともいふに至る。

伊藤が十四年大隈放逐の後、參事院(法制局)を置き、法制調査の小府を開きしより、元老院は自然退職養耆の地となり、振はざるや久し、廢朽委棄の場たりと罵られたり。而も鳥尾は本院を立法院(國會)に擴充せんと論じ、尾崎は憲法草案を本院に附議せられんことを説くなど、頗掉尾の一舉ならんとせしが、樞密院の設置に依り、元老院は益閑職となり、遂に廢絶す。

十二月、後藤は、内閣の興に語るに足らざるを知り、上奏文を草して、曰く、「今や内外の政策、摸稜糊塗を務め、西人の輕蔑を招ぎ、國民の憤怒を起さざるはなし。其外交の失態、彰々言を得たず、其内政に在りては、言論集會の規律を苛酷にし、憂世の志士をして時務の得失を尋ぬることを得ざらしめ、上書請願の條例を嚴にし、陛下の赤子をして至誠の志望を達することを得ざらしむ。又、財帑の處置宜を失ひ、國庫の缺乏、海防の籌辨に困み、乃豪戸を誘導するに至る。夫恩賞を懸けて金穀を募るは、舊幕政弊の一なり、此の如き拙劣なる處置を爲すの

元老院の不
振久し

後藤上奏又
通せず

逐客五百八
十人

間、猶且官宅を營み、宴會を盛にする等、無益不急の用度を増加し、其顛倒錯亂甚し云々。後藤は宮内省に至り、拜謁奏上を請ひたれども、宮内大臣土方久元は之を拒みて通せず。政府は益其權勢に據り、都下の黨人を放逐するに決し、急に保安條例を布き、(内務省縣治局長末松謙澄等之を草す)東京退去五百八十人の多きに上る。内務大臣山縣直に三島總監を呼びて此命を傳へ、其力足らずんば陸軍に請ふ所あるべしと告げ、以て都下の論客壯士、一夕にして掃蕩し了るを得し。

黒田内閣大隈を容る 大久保甲東の死後、長人久しく權要を占め、世或は長薩の不和を恐る。伊藤の總理の印綬を帯ぶるに及び、内外の失錯、無端、朝野の物議を滋しければ、都下逐客の臨機處置も、内閣の威信を立つる能はず。廿一年二月、黒田内閣顧問は大隈を勸む、五月に至り伊藤は總理を黒田に譲りければ、大隈入閣して外務に當り、井上も又農商務に入る。而も後藤の民間に遊説を力め、大同團結を以て政府に對抗したるあれば、天下の事未知るべからざる者あり。蓋、政府は、且、大隈を援きて、自家の藩籬と爲したれば、此に小康を得て、

政黨の大同
團結

大典の發布を爲すを得んとす。

二十年十二月、後藤の咆哮肉薄にあたり、山縣内務大臣は、志士黨人を皇城三里の外に放逐するの案を立て、遂に十二月二十六日保安條例を發し、京城の下、臨戰戒嚴の光景を呈す。政府は此の非常手段に依り、一時暴擧の氣焰を鎮壓したりと雖、未歸嚮を得ず。憲法發布の日近きに在るも、民心を險惡に導く恐あり、此を以て伊藤總理大臣は、竊に緩和して局面を展開せむと企て、黒田大隈に内閣を附與して樞密院に入る。而も後藤は與らず。渠はたま／＼保安條例に依りて激昂したる海内人心の高潮に棹して、四方に遊説し、飽くまで政府と決戰せむとす。斯の人、元來、主義立宗の人に非ず、一定の信條を有せず、確乎たる理想を有せず、又、經綸を口にするも事務に疎なり。但し、英姿颯爽、辯論縱橫、人を熱殺し人を激發するの煽動術に於いて、絶代の天才を具せり。今や其の大同團結の呼號を大にして、普く各地を周遊す、天下の事未知るべからず、政府いかでか晏然たるを得んや。二月、大隈已に入閣し、七月井上亦農商務に入り、十月大同團結の

大隈入閣につきて警視廳の反抗

政社成る。

柴山景綱自傳曰、明治廿一年二月、警視總監三島通庸は、本署長安立利綱、同次長柴山景綱等を召集し、告げて曰く、「今聞く、大隈を外務大臣に任せらると、夫の大隈は十四年解職の時、將來政府へ抵抗する等の行爲は、一切爲さずとの誓言ありしにも拘はらず、翌十五年には改進黨を組織したり。夫れ我國は、帝王萬機を聞食させられ、自由主義の政治を施くべきに非ず、故に大隈伯を内閣に復任せらるゝは、予輩の飽くまで之を拒まんと欲する所也。故に通庸、頃日内閣諸公に歴説するも皆聽かれず、伊藤・黒田の兩相へは、數回迫りたれども、終に意見を貫徹する能はざりき」云々の遺旨を奉する三島警視總監が、自由主義を蛇蝎視せるは、由來明白

井上の自治派と鳥尾の中正派

この後藤伯、大同團結遊説に力むる頃、井上伯亦政黨を組織せんとて、野村靖、青木周藏、濹澤榮一、益田克徳、古澤滋、小松原英太郎、大岡育造等と協力する所あり、世人は目して自治黨と呼びたり。然れども其成算立たざりけん、幾ばくもなくして解散したり。此際又、別に保守黨中正派と名づけて、公然宣告したるは、鳥尾と爲す。曰く、「保守とは、守成を主眼とし、結果を受用するを目的とす、今此義を明かな

らしめん爲に、之が反對を示すべし。我反對説を改進黨急進となす、此の改進黨急進黨論者は、結果を棄てて、偏に想像を目的とし、國家を改造せんと欲する者なり。此國家改造の説は、其底止する所を知らず、則之を制止せずんば、危險之より甚しきはなからん云々。

伊藤樞府に
入る

樞密院設立 伊藤は更に樞密院に議長たり、院は至尊最高の詢謀府として之を創められ、方に憲法以下の諸制度、重大の事項を諮問せられんとし、一に欽定親裁に待つ所なり。此に於て、政府は重ねて、大典の私議異論を容れざる由を宣明して、臣民に告ぐる所あり。

憲法の欽定

我が立憲政體の大義は、將に、立國の源に基き、祖宗の遺訓に遵由し、時の宜を酌み、臣民の權利を優重して、其公義を伸暢せんとす。蓋、皆聖明の親く裁酌を降し、以て一國臣民に惠賜する所たらざるはなし。今、祖宗以來國體の尊嚴なることは、八年四月、及十四年十月の聖詔とを欽仰せば、他議を待たずして、要領を得るに難からざるべし。惟ふに海外諸國に在りては、各其沿革の事蹟に由り、取る所の軌轍相同からず、従ひて各種の主義、互に流派を別ち歸する所あらず。學説を講ずる者、亦各意見を持し、敷衍皇張して互に相讓歩

親裁に異議
をゆるさず

せず、皆一の理趣意象ありて、以て世人の視聽を聳動す。而して其間、理論相投するの徒、漸くに團結を成し、互に相衝磨するを免れざるは、亦各國往々見る所の情勢なり。抑、我が國に於て、上祖宗の神器を永遠不侵の地に置き、皇室の乾綱を維持し、下臣民に向ひ代議の權利を附與せんとするは、是れ神祖以來國體の大事にして、皇家繼述の宏謨に係る、而して臣民何人か敢て之を私議することを得んや。今の時に當り、憲法發布の前、或は後に於て、敢て憲法の親裁を異議する者あらば、斷して言論集會、及び請願の自由の範圍の外に出づる者とし、若、或は此を以て名として暴動を謀り、又は教唆する者あらば、治安を維持する爲に、臨機必要な處分を施すべし、云々。

憲法義解曰、天皇は既に内閣に倚りて以て行政の揆務を總持し、又樞密顧問を設けて以て詢謀の府とし、其聰明を裨補して偏聽なきを期せむとす。蓋、内閣大臣は、内外の局に當り、敏給捷活、以て事機に應ず。而して優裕靜暇、思を潜め慮を凝し、之を今古に考へ、之を學理に照すに至りては、別に專局を設け、練達學識、其の人を得て、之に倚任せざるべからず。是れ爲政の慎重を加ふる所以にして、一の屏翰たるを見るべし。

按、大同團結の機關雜誌、政論に曰く、人々其權利を保持し、名譽を保持し、福祉を増進すべき目的を以て、法を立て相約して之に服従す。其法を執り令を布くの場所、名けて之を政府と云ふ。蓋、政府の起源を尋ねれば、各國一様ならず、其初め自由約束に成れるものあり、家族組織に成れるものあり。又、首長の威力によりて脅迫し、以て上下の關係を成せるものあり、或は天神の降下により、初めより君臣の分の定まれるもあるべし。然れども、是れ等皆歴史上の觀察に過ぎず、而して今日猶、各國人民が其政府を奉し、官民の關係を持續するは、只管に其權利幸福を保持するの目的に外ならず。則、我邦の如き、二十三年の國會開設を待たず、即今を以て衆人合同の團結を爲し、此團結力によりて、正理に戻り公平に背く主治者を拘束し、之をして終に人民に聽従するに至らしむるの外、奇策妙計なし云々。

大石正己は、此言論を以て、一年有半の禁錮刑に處せられぬ。

自由黨史云、樞密院に附議せられし憲法草案は、伊藤が井上毅伊東己代治金子堅太郎と共に立稿せし所なるが、其條章中には、帝國議會の發議權を許すの項目無かりしに、伯爵寺島宗則は理に據りて之を論し、議會に發議權を與ふるの條項を加へらる。又鳥尾子爵は議院に彈劾權を附與しあらざるを見て、支那にすら古來御史の設ありて彈正するに、我憲法に於て之を缺くは不可なりと唱へ、終に之を補はるることとなれり。

伊藤樞密院議長は、又憲法の性質及び由來につき解いて曰く、歐洲輓近政理を論する者の説に、國家の大權大別して二となす、立法權、行政權是れなり。而して司法の權は、實に行政權の支派たり、三權各其機關の輔翼に依り之を行ふこと、一に皆元首に淵源す。蓋、國家の大權は、之を國家の覺性たる元首に總べざれば、以て其の生機を有つこと能はず。而して憲法は、國家の各部機關に向ひ、適當なる定分を與へ、其經絡機能を有たしむる者なり。故に彼の羅馬に行はれたる無限權勢の説は、固より立憲の主義に非ず、十八世紀の末に行はれたる三權分立して、君主は特に行政權を執るの説の如きは、又國家の正當なる解義を謬る者なり。又、歐洲百年以來、偏理の論一たび時變と投合し、立法の事を以て、主として議會の權に歸し、或は法律を以て上下の約束とし、君民共同の事とするの重點に傾向したるは、要するに主權統一の大義を誤る者たることを免れず。我が建國の體に在りては、譬へば、主一の意思は、以て能く百骸を指使すべきが如し。議會の設は、以て元首を助けて其の機能を全くし、國家の意思をして精鍊強健ならしむるの効用を見むとするに外ならず。大權は固より

天皇の總ぶる所にして、議會は其協翼參贊の任に居る、本末の間、儼然として案るべからざるものあり。古言に法を訓みて宣のりとす、播磨風土記云大法山者品ホ太タ天皇應神天皇於此山宣大法、故曰大法山と、言語は實に古傳遺俗を徵明するの資料たり。〔憲法義解〕

憲法發布 二十二年(西曆一八八九)憲法の親裁已に了る、たま〜 皇宮造營又成る、天皇新殿に移り、二月紀元節神武天皇即位紀元二千五百四十九年を以て發布の式典を擧げたまふ。憲法は凡七章七十六條、天皇統治の大權、臣民の權利義務より國會の協賛、議長上奏、人民請願の事、並に政府立法、行政の組織、司法、會計等の大綱、昭々として明記せらる。皇室典範、議院法以下、同時に出づ。皇位繼承、攝政、御料等の永制を示し、貴族衆議兩院の成立、其議員の選任を規定せらる。

此日、天皇賢所を拜し告祭したまひ、皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ、惟神の寶祚を承繼し、舊圖を保持して、敢て失墜すること無し。顧みるに、世局の進運に膺り、人文の發達に隨ひ、宜しく皇祖皇宗の遺訓を明徴にし、典憲を成立し、條章を照示し、内は以て子孫の率由する所と爲し、外は以て臣民翼

贊の道を廣め、永遠遵行せしめ、益、國家の丕基を鞏固にし、八洲民生の慶福を増進すべし。茲に皇室典範及憲法を制定す、惟ふに、此れ嘗、皇祖皇宗の後裔に貽したまへる、統治の洪範を紹述するに外ならず云々。

帝國憲法 第一章 天皇

第一條 大日本帝國は、萬世一系の天皇、之を統治す。

第二條 皇位は、皇室典範の定むる所に依り、皇男子孫之を繼承す。

第三條 天皇は、神聖にして侵すべからず。

第四條 天皇は國の元首にして、統治權を總攬し、此の憲法の條規に依り之を行ふ。

第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て、立法權を行ふ。

第六條 天皇は法律を裁可し、其の公布及執行を命す。

第七條 天皇は帝國議會を召集し、其の開會閉會、停會及衆議院の解散を命す。

第八條 天皇は公共の安全を保持し、又は其の災厄を避くる爲、緊急の必

要に由り、帝國議會閉會の場合に於て、法律に代るべき勅令を發す。此の勅令は、次の會期に於て、帝國議會に提出すべし、若議會に於て承諾せざるときは、將來に向ひ其の效力を失ふことを公布すべし。

第九條 天皇は法律を執行する爲に、又、公共の安寧秩序を保持し、及び臣民の幸福を増進する爲に、必要なる命令を發し、又は發せしむ。但し、命令を以て、法律を變更することを得ず。

第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め、又、文武官を任免す。但し、此の憲法、又は他の法律に特例を掲けたるものは、各其の條項に依る。

第十一條 天皇は、陸海軍を統帥す。

第十二條 天皇は、陸海軍の編制及常備兵額を定む。

第十三條 天皇は戰を宣し、和を媾し、及諸般の條約を締結す。

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す、戒嚴の要件及效力は、法律を以て之を定む。

第十五條 天皇は爵位勳章、及び其の他の榮典を授與す。
第十六條 天皇は大赦、特赦、減刑、及び復權を命す。
第十七條 攝政を置くは、皇室典範の定むる所に依る、攝政は天皇の名に於て大權を行ふ。

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は、法律の定むる所に依る。

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じて、均く文武官に任せられ、及び其の他の公務に就くことを得。

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ、兵役の義務を有す。

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ、納税の義務を有す。

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て、居住、及移轉の自由を有す。

第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして、逮捕、監禁、審問、處罰を受くること無し。

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を

奪はるゝこと無し。

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外、許諾無くして、住所に侵入せられ、及搜索せらるゝこと無し。

第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外、信書の秘密を侵さるゝこと無し。

第二十七條 日本臣民は其の所有權を侵さるゝこと無し、公益の爲、必要なる處分は法律の定むる所に依る。

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず、及び臣民たる義務に背かざる限に於て、信教の自由を有す。

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て、言論著作、印行、集會、及結社の自由を有す。

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り、別に定むる所の規定に従ひ、請願を爲すことを得。

第三十一條 本章に掲げたる條規は、戰時、又は國家事變の場合に於て、天

皇大權の施行を妨ぐることを無し。

第三十二條 本章に掲げたる條規は、陸海軍の法令、又は紀律に牴觸せざるもの限り、軍人に準行す。

第三章 帝國議會 第三十三條より
第三十四條まで (中略)

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣は天皇を輔弼し、其の責に任す、凡て法律勅令、其の他國務に關する詔勅は、國務大臣の副署を要す。

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り、天皇の諮詢に應へ、重要な國務を審議す。

第五章 司法 第五十七條より
第六十一條まで (中略)

第六章 會計 第六十二條より
第七十二條まで (中略)

第七章 補則

第七十三條 將來、此の憲法の條項を改正するの必要ある時は、勅令を以て議案を帝國議會の議に付すべし。此の場合に於て、兩議院は各其の

議員三分の二以上出席するに非ざれば、議事を開くことを得ず、出席議員三分の二以上の多数を得るに非ざれば、改正の決議を爲すことを得ず。

第七十四條 皇室典範の改正は、帝國議會の議を経るを要せず、皇室典範を以て、此の憲法の條規を變更することを得ず。

第七十五條 憲法、及皇室典範は攝政を置くの間、之を變更することを得ず。

第七十六條 法律、規則、命令、又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず、此の憲法に矛盾せざる現行の法令は、總て遵由の效力を有す。

皇室典範

皇室典範 第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位は、祖宗の皇統にして、男系の男子之を繼承す。

第二條 皇位は皇長子に傳ふ。

第三條 皇長子在らざるときは、皇長孫に傳ふ。皇子孫及其の子孫皆在らざるときは、皇次子及其の子孫に傳ふ。以下、皆之に例す。

第四條 皇子孫の皇位を繼承するは、嫡出を先にす。皇庶子孫の皇位を繼承するは、皇嫡子孫、皆在らざるときに限る。

第五條 皇子孫皆在らざるときは、皇兄弟、及其の子孫に傳ふ。

第六條 皇兄弟、及其の子孫、皆在らざるときは、皇伯叔父、及其の子孫に傳ふ。

第七條 皇伯叔父、及其の子孫皆在らざるときは、其の以上に於て最近親の皇族に傳ふ。

第八條 皇兄弟以上は、同等内に於て、嫡を先にし、庶を後にし、長を先にし、幼を後にす。

第九條 皇嗣、精神、若くは身體の不治の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議、及樞密顧問に諮詢し、前數條に依り、繼承の順序を換ふることを得。

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩するときは、皇嗣即踐祚し、祖宗の神器を承く。

第十一條 即位の禮、及大嘗祭は、京都に於て之を行ふ。

第十二條 踐祚の後、元號を建て、一世の間に再び改めざること、明治元年の定制に従ふ。

第三章 成年立后皇太子（中略）

第四章 敬稱（中略）

第五章 攝政

第十九條 天皇未_レ成年に達せざるときは、攝政を置く。

天皇久きに亘るの故障に由り、大政を親_レすること能はざるときは、皇族會議、及樞密顧問の議を経て攝政を置く。

第二十條 攝政は成年に達したる皇太子、又は皇太孫之に任す。

第二十一條 皇太子、太孫在らざるか、又は未_レ成年に達せざるときは、左に順序に依り攝政に任す。

第一 親王及王、 第二 皇后、 第三 皇太后、

第四 太皇太后、 第五 内親王及女王。

第二十二條 皇族男子の攝政に任するは、皇位繼承の順序に従ふ。其の女子に於けるも、亦之に準す。

第二十三條 皇族女子の攝政に任するは、其の配偶あらざる者に限る。

第二十四條 最近親の皇族、未_レ成年に達せざるか、又は其の他の事故に依り、他の皇族攝政に任したるときは、後來、最近親の皇族成年に達し、又は其の事故既に除くと雖、皇太子、皇太孫に對するの外、其の任を讓ること無し。

第二十五條 攝政、又は攝政たるべきもの、精神若くは身體の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議、及樞密顧問の議を経て、其の順序を換ふることを得。

第六章 太傅（中略）

第七章 皇族（中略）

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件の、世傳御料と定めたるものは、分割讓與すること

を得ず。

第四十六條 世傳御料に編入する土地物件は、樞密顧問に諮詢し、勅書を以て之を定め、宮内大臣之を公告す。

第九章 皇室經營

第四十七條 皇室諸般の經費は、特に定額を定め、國庫より支出せしむ。

第四十八條 皇室經費の豫算、決算、検査、及其の他の規則は、皇室會計法の定むる所に依る。

第十章 皇族訴訟及懲戒（中略）

第十一章 皇族會議（下略）

新典によれば、皇位の繼承に關して、著明なる主義は、男系の卑屬に傳ふるを原則とし、決して尊屬に溯らず。又、嫡長子孫に降すを正順とし、嫡長子孫なき場合に限り、次子以下に及ぶの變則を取り、子孫皆無き場合に限り、傍系に及びて、兄弟相繼ぐの變則あるを許せり。而して、女系は全く除かれて、之を取らず。又、天皇在世の間は、幾はくの寶算を重ねたまふとも、又

繼承及び攝政の新義

皇太子如何に年長したまふとも、又實際萬機を親裁したまふ上に如何なる故障ありとも、決して讓位、受禪等のことあるべからずと定めらる。是れ古來の弊習に鑑戒せられ、頗變通して制定せられしを知る。又、攝政の大任を、臣下に附するの舊例を再興したまはず、必、皇族に擇むこととせらる。

皇室典範第七章皇族の條文に、皇族と稱ふるは太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王を謂ふ」と限定せられ、其王女は、皇子より皇玄孫に至るまでは、男を親王、女を內親王とし、五世以下は、男を王、女を女王とすと明示せられ、頗變革を見る。而も、現在の皇族五世以下、親王の號を宣賜したる者は舊に依ると補はれしを以て、從來の諸宮に、世襲親王家、近世之を四親王家といひ、皇猶子としての親王宣下、又皇子女降嗣に依りて相續す。謂はゆる伏見宮、有栖川宮、閑院宮、桂宮、是れ也。其閑院は、近年伏見より養子あり、桂宮は先帝の皇姉淑子內親王の降嗣ありしが、其薨去後、自然絶家と爲る及び一代二代の特恩宣下

の家先帝の時及び今上の初めに、伏見宮より出でて宮門跡に列し、猶子又養子として法親王の宣下ありし者は、還俗の後、皆親王に列せらる。謂はゆる久邇宮、山階宮、東伏見宮、北白川宮、梨本宮等是れなり。の別ありしが、此に至り、是れらの宗室は、皆平均に五世以下の諸王家と爲る。但し、分家久邇宮より賀陽宮を分ち、北白川宮より竹田宮、朝香宮を分ちし如き是れなり。其臣籍に就けるは、授爵せらる、伏見宮の諸王に清棲伯爵の如き是れなり。するも、猶勅旨あれば、永く皇族たるを失ふ莫し。而も皇族は養子を爲すことを得ずとの新法に據り、今後廢絶の王家あらんことは免れざる數なるべしと云ふ。

而して、一般臣民に下されし勅語は、國家統治の大權は、朕が之を祖宗に承けて、之を子孫に傳ふる所なり、朕及朕が子孫は、將來此の憲法の條章に循ひ、之を行ふことを愆らざるべし。朕は我が臣民の權利及財産の安全を貴重し、及び之を保護し、此憲法及法律の範圍内に於て、其享有を完全ならしむべきことを宣言す。帝國議會は、明治廿三年を以て之を召集し、議院開會の時を以て、此の憲

法をして有効ならしむるの期とすべし。將來、此の憲法の或條章を改定するの必要を見るに至らば、朕及朕が繼統の子孫は、發議の權を執り、之を議會に附し、議會は此の憲法に定めたる要件に依り、之を議決するの外、朕が子孫及臣民は、敢て之が紛更を試みることを得ざるべし。朕が在廷の大臣は、朕が爲に此の憲法を施行するの責に任すべく、朕が現在及將來の臣民は、此憲法に對し、永遠に従順の義務を負ふべし。

伊藤公爵曰、明治十四年國會開設の大詔を拜せしより、帝國の人民及び政府は、共に聖諭を感戴して、此九箇年の準備期間を利用するに努めたり。國內到處に政黨は組織せられたりしが、就中、大隈板垣二氏の活動は、最も人目を惹くに値するものあり。實に兩氏の如きは、近代の意味に於ける、日本政黨の創立者と目するを得べき者とす。然るに當時、極端なる民主思想を懷き、政府の施設に對して是非を問はず、必抗爭する者ありしかば、政府は之に處し、行政の効價を保護する爲に、種々の豫防策を講せざるべからざるの境遇に立てり。當時、余を輔くるの書記官數多ありしが、其最

も著しき者を故子爵井上毅及伊東金子の兩男爵となす。外國人には則博士ロエスレル及びビゴット氏なり。余が帝國憲法を起草するに當り、大權の實在、即、大權の効力を擁護し、以て皇位をして一種の虚飾たらしめざるに意を用ひ、而も人民の名譽、自由及び生命財産の安固を保護せしめんと欲しければ、大權に種々の制限を加へて、鹽梅を爲さざるべからず。是最慎重深遠の考量を要せし所の者とす。又、國家臣民の形情を觀察して之を稽ふるに、維新前に於ける我國の社會には他の文明國に其比類を見る能はざる特殊の状態あり。古來我國民は、人種、宗教、言語、感情を同うし、永く海外諸國と隔絶して、獨自、幾百年來の風習、及封建制度の惰力を傳承し、其一家親族の關係甚しく錯綜して、社會組織の樞軸を成せり。之に加ふるに、宗教及び道徳上の主義信仰は、君臣父子兄弟朋友の間に仁義、忠信、孝悌等の徳を強ふること極めて嚴なりしかば、日本臣民は此間に於て恰一郷黨の形を成せり。従ひて、國民舉げて家族相親の状態を呈し、政治上及び社會上の事物を、利害に照して冷靜に打算するの風は、家族郷黨間の

大權の制限

社會の特殊
状態情義に偏し
て智識に缺神權思想と
自由思想の
兩極

情義の爲に、毎に制限せられ、寧、往々にして妨害せられたるを見る。蓋、社會主義的思想の浸潤に對し、將來にも健剛なる障壁となるべきものは、實に此温情なり。然りと雖、此等の性質は、之を約束して折衷其宜しきを得せしむるにあらずんば、社會に惡影響を及ぼすなきを保すべからず。かく、冷靜なる智識よりは、むしろ熱烈なる情義を重んずる郷黨に於いては、一事を處理するに當り、衆其情義に殉へ、所在の豪族、獨其欲を恣にし、一郷の行政は一家の私事と擇ぶ所なきに至るを免れざることあり。果して斯の如くんば、立憲政治の實行は、到底得て望むべからず。今や、我國に憲法を採定せんと欲せば、前述の如き社會上の特質を斟酌すること、最も丁寧親切なるを要す。此外、予は立案に當りて、重大なる困難の存せしを見たり、顧れば一方には、前代の遺老にして、尙天皇神權の思想を懷き、苟、天皇の大權を制限せんとするが如きは、其罪、叛逆に等しと信する者あり。他方に於ては、彼のマンチエスター派の教育を受け、極端なる自由思想を懷抱せる、有力なる多數の少壯者あり。夙、政府の官僚が、彼の反動時代に於

ける獨逸學者の學說に耳を傾くるに反し、民間の政治家は未だ實際政治の責任を解せずして、徒にモンテスキウ、ルソー等、佛蘭西學者の痛快の學說、奇警の言論に心酔して揚々たるものあり。且、英吉利人バツクルの著文、明史緒論と題する一書は、總べての政體を以て無用有害の長物と罵倒せるものなるが、當時我國の學界は、之を珍重すると甚しかりき、以て風潮をトすべし。又、我國民の智識は、議論の主義に因りて政府に反對すること、國家既定の秩序を紊亂する反逆との間に、截然たる區別あることを知了するの程度に達せざりしなり。故に、憲法の運用に必要な識量、例へば言論の自由を愛し、議事の公開を愛し、若くは自家に反對の意見を寛容するの精神の如きは、他日幾多の經驗を積み、然る後始めて之を得べきに過ぎず。帝國憲法の草案當時の國情は、方に斯の如きものにてありしが、陛下は、即之を樞密院の審議に付したまふ。而して當時、該院の内外に於て、極端なる保守主義の暗流の潜存せしにも拘はらず、陛下の聖慮叡念は、常に自由進歩の思想に傾きたまひしを以て、我國民は遂に現在の大典を仰

ぐを得るに至れり。

竹越三又新日本史云、我皇位たる、其初めは、天孫の座にして、宗教的の性質をも帯びたりしに、中古以來、政治上には何の權力もなき空名となれり。然るに幕政已に衰運となり、社會革命の原因は、其噴出の火口を皇位に求め、皇位は忽然政治的の性質を帯びたり。而も此革命は、勤王の爲に成就せられたるにあらずして、皇位の崇高、威嚴、美麗こそ、却りて此革命の爲に發揮せられたる也。然りと雖、維新の當年、皇位は猶國家の最善、最美、最上なる意志の發表せらるゝの座と云ふべからずして、寧ろ最強威力の代表として、席卷の勢を以て社會を掩撃したれば、微弱者、敗北者は聲を呑み形を潜めたり。乃、社會は此勝利者の專有物ならんとし、幾多の動搖を見たりしが、皇位も年を経て、最慧、最良の思想を代表し、強者に偏せず弱者を捨てず、中立の地となり、今や皇位の尊敬は、二千五百年來、未曾有らざる所の地に達せり。故に曰く、勤王の心は、皇位と國民の利害と合したるの時に於いて生したる也。皇位の尊嚴は、其國家の最公、最善の思想を代表するに従ひて、益増加せり。則、勤王は革命の原因にあらずして其結果也、革命の後に至りて、ますます光彩を發揮せる也。

英吉利の碩學ウキリヤム・アンソン曰、日本憲法を通讀すれば、獨逸流義の君主制度に、英吉利の代議政體を多少加味し、而して日本の歴史を混和し

たり。故に、君權の鞏固は獨逸以上にして、人民の國政に參與する程度は、英吉利に如かずと雖、頗る英吉利の方針に伴ふ者に似たり云々。米國のゼームス・ブレーション曰、日本憲法の條項は、唯國家の基礎たるべき大本だけを書き、細目に涉る選舉法、議院法、會計法等のことは、皆別立せしめ、以て世の進歩と共に修正するの餘地を與へたるは、頗る佳、歐米諸國の未見ざる所の者也、云々。

宗教信仰の自由は、年來の疑問にして、内外多衆の常に注目する所なりしが、此に至り其自由を明言せらる。又、固有の寺社に就いて、之よりさき、十七年、政府は神社を宗教より分離せしめ、國家公共の祭祀の處と爲し、神社の宗教事業と相渉るなきを期したり。此に於て、神佛二道の各派は、天主教、基督教の諸宗と並び行はるゝに妨げず。但し神佛二道は、從來の關係に由り、内務省の監護をうくる多きも、天主、基督、諸宗派は、殆之を缺く。又、神道の國家祭祀(神社)と、宗教(教會)の區分には、猶截然たらざる者あり。

近年の統計、有格社五萬七千、無格者一十四萬、神職一萬五千人、佛寺、法相華

嚴七十僧九 天台四千七百七僧九千 真言一萬二千七百七僧一萬二 日蓮五千八
千二 臨濟禪六千一百五僧七千 曹洞禪一萬四千二百七僧二萬 黃蘗禪六百僧六
淨土八千四百僧一萬九千五百六僧四萬 時宗五百僧七 融通三百五十
僧四 境外佛堂三萬八千とぞ。而して是れら社寺の維持につき、其衰廢に
就かんとする者あるを以て、内務省は便宜に任せて合祀合奉を奨め、無格
以下の小社に殊に之を行ひたり。されど、地を畫き草を挿み、以て崇祭の
處と爲すの風俗は、人心に浸潤する久し、隨ひて毀てば隨ひて興る、古來の
事迹をくりかへさざれば、倖なり。

維新復古の風潮は、一方に廢佛毀釋を爲して、神道樹立の地を作し、一方に
洋教を防止せんとし、而も之を祭政一致主義の下に號令せしが、干格して
行はれず、徒に内外の物議爭論を買へるに止まる。政府も漸く覺る所あ
り、八年大教院を廢し、十年教部省を廢し、僅に内務省に社寺局を置き、神官
僧侶に關する事務を管理せしむることゝす。十七年に至り、政府は其督
制に係る教導職を廢し、更に神佛二道各管長に委任する所あり、其文左の

如し。自今神佛教導職を廢し、寺院の住職を任免し、及び教師の等級を進退するは、總べて各宗管長に委任し、更に左の條件を定む。第一條、各宗妄りに分合を唱へ、或は宗派の間に争を爲すべからず。第二條、管長は神道各派に一人、佛道各宗に一人を定むべし。第三條、管長を定むべき規則は、神佛各其教規宗則に由るべきを以て、之を一定し、内務卿の認可を受くべし。第四條、管長は各其の立教開宗の主義に依りて條規を定め、内務卿の認可を得べし。神道教會の條規は之に準す。一、宗制、二、寺法、三、僧侶並に教師たるの分限、及び其稱號を定むること、四、寺院の住職任免、及び教師の等級進退のこと、五、寺院に屬する古文書、寶物、什器の類を保存すること、云々。かくて、官國幣社以下、大小の神社をば、宗派的神道と分離せしめ、國家の公共祭場と爲し、神官を以て公吏に準せしめんとす。此國家祭祀主義は、明治四年五月の太政官公布に「神社は國家の宗祀にて、一人一家の私有にあらず」と見えたる者を擴充せるに似たり。而も、寺社の二教を打して一丸と爲し、以て國教を定めんとすの計畫は、全く破れ、今日は古來なる氏神ウヂノカミ産土

鎮守等の風俗に考へ、僅に公共の祭場として神社を保護せんとするのみ。但し此公共祭場の意義も、往々偏倚の事情ありて、或は日本の國體は洋教を容れず、或は祖先教の崇拜には、外人を容れずなどと云ひ、舊に依りて排擠の習氣を脱する能はず。神道者の固陋なること、宗派の寺院會堂よりも甚しきものあり。

清浦氏明治法制史云、神社とは精靈を鎮祀し、兼て祭典執行の用に供する殿宇にして、人民各個の禮拜に供し、又人民相會して古來慣行の祭典を行ふの場所を云ふ。是等の目的、行爲は、我祖宗及び國家の功臣に對する崇敬を表するに止まり、法律上、宗教と相關係する所なし。故に、各神社は、其地方一定の區域に於ける人民を氏子とし、氏子の外に又信徒あり。神社一切の事務は、神職之を管理するの外、氏子若くは信徒中より選出したる總代ありて、神社の維持財産處分、其他の重要な事項に付き、神職と協議して之を定むるものとす。

憲法義解云、中古西歐宗教の盛なる、之を大小政事に混用し、以て流血の禍を致し、而して東方諸國は又、嚴法峻刑を以て之を防禁せむと試みたりしに、四百年來、信教自由の説始めて萌芽を發し、以て佛國の革命、北米の獨立

に至り、公然の宣告を得、漸次に各國の是認する所となりぬ。現在各國政府は、或は其の國教を存し、或は社會の組織、又は教育に於いて、仍、一派の宗教に偏倚するに拘らず、法律上、一般に各人に對し、信教の自由を許さざるはあらず。夫の或は異宗の人を戮辱し、或は公權私權の享受に向ひ差別を設くるの陋習は、既に史乘過去の事にして、獨逸各邦に於ては、一八四八年まで、仍、猶太教徒に向ひ政權を予へざりし、復其痕跡を留めざるに至れり。但し、信仰歸依は、專、内部の心識に屬すと雖、外部に向ひて、禮拜集會を爲す、固より法律、又は警察上、安寧の制限に遵はざることを得ず。

宗教法案

第十四議會に、政府は宗教法案を提出したるに、反對の評論に曰ふ、宗教の事たる深く人心を支配し、國家の秩序社會の習俗に、至大の關係を有す。然るに現行の制度は、神佛二道に關してのみ之が規定を設け、基督教に缺く。而も佛教各派は法律を以て佛教の國教たることを公認せられん事を希ひ、且、本山末寺の關係を認めて各宗派を公法人として、それが自治權を得んことを望みたり。然るに、今回政府提出の成案を見れば、古佛教をも、新外教と同率を以て之を待たんとす。又、寺院本末の關係を撤廢して、一に之を政府管督の下に隸し、僅に各寺院の法人

宗派間の和平

たるを認むるも、宗派門流、其物を認めざるが如きは、古來の宗門の制度、慣例を破るの甚しきものなり」と、遂に廢案と爲る。寺院、教會の外形はかくの如し、内情は如何。現代の諸宗教は、相互に相近接せんとするものに似たり。基督教は佛教化し、佛教は神道化しつゝあるにあらずや。明治二十年前後、佛教徒は破邪顯正、又は耶蘇退治の演説をなし、到所に歡迎せられ、基督教徒も祖先崇拜、又は國家思想に對し、全反對の態度を執り、爲に幾多の衝突を見たりしが、近年に至りては、殆宗派各家の信教の自由を妨ぐるものなきに似たり。三十七八年の戦役にあたり、内外新舊の宗教家大會は、基督教の博愛、佛教家の慈悲、神道家の眞心は、其人道の上に貢獻する目的一致するにも關はらず、是等の各宗教家が、兎角協同の實をあげ得ざるは、宗教其もの、罪にあらずして、其人の胸中に大なる雅量を缺くの然らしむる所のみ、或は爲に黃禍説をして露國に利用せらるゝの愚に陥るなき歟」と宣言するに至りぬ。

開國五十年史云、本邦統計書には、各宗教の神官僧侶、及び神社佛閣の數を擧ぐれども、各特殊の宗教に就いて其信者の數を擧げず。これ、日本人は、大抵、一の宗教に執着することなく、歐米のごとき、峻嚴なる排他的の信仰を見ざる故ならん。やがて歐米の意味に於ける宗教は成立せず、從ひて迷信に流るゝも自然の勢なり。或は疑ふ、日本人の信仰心は、之が對象とすべき崇高絶大なる存在者を發見せざりしが故に、之を發露するの機會なかりし歟。今や多數下流の民衆は、蓋々

日本人の信仰

として迷信に依頼し、少數上流の指導者は、理智に依頼するあるのみ。蓋日本に於いて、宗教の支配を受くる範圍、頗る曖昧にして、絶對的、無上のものにあらず、而も人心内部の意義より發展し來る道德なきにあらず、武士道是れなり。武士道は、英國海軍の士氣の、歴史的の紀律と比較することを得べし、又英國のセントルマンなる一語中に包含せらるゝ、人の行爲に關する不文の法則と稍、相似たり。武士道は、宗教的教理に對する義務、若くは神に對する義務、若くは啓示せられたる眞理に對する義務等の觀念に根柢を有する道德律にあらずして、理想の地位に高められたる習慣的道德律と云ふを以て當れりとす。

伊藤公爵曰、余は總べて宗教に對して宏量なるのみならず、或る點までは宗教信仰を獎勵せんと期するものなり。然れども、宗教其物は、今や國民的生活に不必要なりと思惟す、學術は固より迷信の上に超越す。佛と云ひ神と云ひ、之を詮し來れば一種の迷信にあらずして何ぞ、國民に取りては却りて弱點、暗處の原由となるにあらずや。思ふに、教育ある日本人の多數は、寧ろ、學術並に直覺の實證に由りて、生死起滅するを期するが如し。〔民友社人物評傳〕○西村氏自識録云、凡宗教は互に相憎惡するの性を有す、往昔耶穌教者が外道者を處するの慘酷なる、獨異教のみならず、其教中に在りても、新教、舊教の異なるに依りて、相嫉怨する、異教に異なる莫し、實に人をして毛髮を疎立せしむ。今日に至りても、佛道は耶穌教を邪なりと言ひ、耶穌教は佛道を偶像教なりと言ひて之を惡む。夫れ宗教は何

れも野蠻時代の蒙民を諭すが爲の物にして、文明世界に存立すべき者に非ず、其幸に存立する者は、人類祖先の遺傳と千年以來の習慣力と（又情力と云ふ）、人智の未全く開けざると、此三者に依りて存する者にして、宗教自己の力に依りて存する者に非ざるなり。

佛人ボリーユ曰、日本皇帝はすべて信仰の自由を許して、其何れをも排斥せざるなり、然れども何れかと云へば、宗教を以て西洋文明の第一の要素なりと思惟し居らざるが如し。寧ろ、科學的の發明、物質上の改善の方に重きをおきて、何れも第一に政治上、社會上の問題を解決せんと努力しつゝあり。日本人は實に多くの仕事をなしたり、されどこは僅に三十年の短日月の間に遂行せられたるを以て、其の人民の大多數は、なほ遺憾ながらヨーロッパの事物を了解するに至らざるなり。彼等は比較の智識を有せざるがために、自國の驚異すべき進歩増大に感知するのみ、外國より傳來せるものにて、既に損敗したるものを識別し得ざるなり。元來ヨーロッパ人にて、自惚の心蓋すれば、終には他の後塵を拜するの運命を免かれざりしなり、況や日本に於てをや。〔歐米人之日本觀〕

中村敬宇、西國無無君之弊論。或曰、西教入我國、恐使人民無君主、我謂、決不然、是在國君之處置何如焉耳。英國教徒朝夕禱君父之福、英民舉杯、必祝福女王。唱歌之亂、每日神救女王、其親愛國君者乃爾。法帝專權爲政、人民不

悦、内外交証、而今遂爲民治之國、君位之廢、由于時勢使然、非西教之故也。夫人民顛愚、則國君當專權爲政。人民智識長進、則國君當任人民之自由、立法任官、當採人民之公論。故今日之爲國君者、不以一身任國政、而使國人分任國政。如此則君民同權利、而英王之所以見親於國民也。不如此則人民受屈抑、而法帝之所以見厭於國民也。秦皇之燒書坑儒、愚黔首、亦有說矣。蓋人民愚、則意見趨向、唯上之所命、人主易得而治也。夫人民讀其國之書、人主尙苦難治、况於讀外國之書乎。書籍之中、學術在焉、政治在焉、而教法最多散見於其中。故一許人民讀外國書、則學術入焉、政治入焉、而教法亦不得不入焉。學術政治、人主不可不採公論、而爲之折衷、至于教法、則尤不可不任人民之意、而信其從違。蓋人之身體由食物而得存焉、人之精神由教法而得安焉。故教法者精神之食物也、或稻粱、或菜蔬、或魚肉、人主許國民使擇其所好可也。人主之職在于保護人民之身體焉、况貴於身體者、人主其可不保護之乎。精神豈不貴於身體乎、外而身體、內而精神、人主許國民使任其選擇、而保護之。則處置得其宜、而人主之見親愛於國民者必矣。苟其不然、而人主欲以其所

教法は精神
の食物なり

好之食物、爲國立之食物、以其所信之教法、爲國立之教法、則人民不得自由、而思亂矣、思亂則人主烏得安其位乎。嗚呼、生於蠻夷之國、爲君易、生於文明之國、爲君難、云々。

地方自治の制 時に市町村制、府縣郡制、年月を追ひて定まり、地方おの／＼大小の自治を爲さんとす。隣保團結の舊慣を本とし、其共同の利益を達するの意也。維新の初、各藩を廢せしより、唯其大小舊領分、亂雜の結習を解くに急にして、共同の形情多くは破らる。此に至り、法制又整ひ、政綱漸く密なり。

明治の維新は、一切の舊物を廢滅し、自治の精神をも亦一掃し去りて、殆全く官治組織と變したり。然りと雖、十數年にして再び自治の必要を感し、遂に市町村府縣郡の制度を施行するに至る。其狀、夫の獨逸封建の衰頽と共に、政治は總べて中央集權となり、從來根柢を有せる自治制をも覆し去りたる後、再び更に之を植ゑしが如く、東西同軌なり。抑、維新以後、地方は勉めて封建郡邑の畛域を去り、一旦、大區小區に分たれ、區長之を總ぶるや、官吏に准せしめ、郡村の名稱は存在せしと雖、事實は單に地理的歴史的

維新當初の
官治組織

區劃を示せるに過ぎざりしのみ。十一年に至り、郡區町村編制を發布し、十三年區町村會法を發布し、區町村の公共に關する事件、及び其經費の支出徵收法を議せしむ。然るに十七年に至り、民選の戸長は不成績なりとの理由を以て、之を官選に改め、更に二十一年發布せられたる區町村制に及び、自治の主義を完くしたり。或は云ふ、起草當時の案に據れば、五人組の規定ありて、自治部落制なりしが、後之を改めて市制町村制に分ち、今の如く定まると。郡は、維新以前の封建時代には、自治的團體たりしものにあらず、維新以後十一年に至るまでは、單に歴史地理上の名稱に過ぎざりしが、此年、郡區町村編制法の發布せらるゝに及び、行政區劃に採用せられ、一郡若くは數郡に郡長を置くことゝ爲り、又區制並びに府縣制を發布し、郡を町村の上に位する自治團體と爲せり。然れども、郡に市町村の如くに完全なる自治權をも與ふるは、遂に行政の統一を破壊するの慮あり、故に郡長は公選に由らず。市町村郡府縣均しく是れ自治團體なりと雖、市町村と郡府縣とは、其自治權の範圍に大徑庭あり、是れ區域の廣狹に基因

するものにして、且、現在の情勢に照せば、其所を得るものに庶幾からんか。十六年、内務省地理局調査、凡八十五國(外小笠原島、八百一郡内八十七郡は北海道に在り)、四十五間切(琉球國に在り)、十四島伊豆七島琉球七島にして、一萬二千五十二町、五萬八千八百一十九村(内三百五十一町一千二百二十九村は北海道琉球にて、外に小笠原島十九村)。

按、近年の町と村の差別は、專、地租條例に謂ふ所の市街宅地と、郡村宅地の地目如何に因りて之を定めらる。而も自治制施行以來、町の管内にも荒涼の村里を屬せしめ、村の一部にも市街に比すべき熱鬧なきにあらざれば、自治制の上に町村の名稱を分つは空文に過ぎず。又、十六年調査の一萬有餘の町は、一市邑の屬街(俗にいふ小名、又は丁内^{チャウナイ}にて後に大字といはるもの)を合計したるなり、市邑の實數は一千所内外のみ。

二十一年、地方自治制を發布せられ、市町村制を定めらる。是れ地方共同の利益を暢達せしめんが爲に、特に隣保團結の舊慣を存重し、益之を擴張せられし者とす。其市は人口三萬以上の市街地たるを要す、即都府なり、町は即市街の地なり。此際、幾多の大分合を斷行せられ、自治體の團結を

了る。市は凡四十町は凡七百五十九村は凡一萬三千二百四十七郡に分屬。従前の舊町村にして新自治體の下に合併せられしものに、大字の特稱を命し、従前の地字と新町村の中間に於て、其位置を保持せしむ。土地の字は、近世檢地法の後を承け、地租改正券證附與の際にも、必需のものとして定められたり、殊に明治十四年、府縣に令して、濫に土地の字を變更すること勿らしむ。字は往古より傳來して失はず、多く土地争訟の審判、歴史の考證、地誌の編纂等に要用あるを以てなり。現行の土地臺帳法に、大字、小字、番地、目、段別(坪數)、地價、地租を載す。小字は前の字(小名)にして、大字とは、近年分合の際に停止せられし町村名なり。

按、近時の制、村里を強ひて大字と呼ばしむるは、殆其義無し、又、府縣其名を異にするも、其實に協ばず。縣郡の名は韻會に、周制、天子地方千里、分爲百縣、縣有四郡、是縣大而郡小也、秦並天下、置三十六郡、以統其縣、漢遂因之、自隋以來、廢置不一、宋元設府于州、明制屬州於府、而郡之名遂廢とあるが如く、縣大而郡小也の周代の典故あれど、都府をば市と呼ぶこととなれるは、用語の失當ならん。殊に東西兩京、大阪、神戸、横濱、名古屋の如き大都をも、單に市といふは慥むべし。

爾來、自治體の整理年々に行はれ、大抵、其自治行政の資力を具へしむるに急なるが故に、合併する所多く、三十七年の統計には、五百四十五郡、五十五市、一千一百零六町、一萬一千七百六十六村とす。(外に北海道、琉球、豆南諸島あり)

北海道は、十五年開拓使を廢し、三縣を置かれしも、治績擧がらず。因りて十九年、道廳を以て之を統べ、仍拓殖の業を奨む。後十餘年にして、此新開地にも自治制を布くに至れり、發達の跡最觀るべし。

北海道の開拓使、十年滿期にあたり(十四年)、官有物拂下の計畫等ありて、物議沸騰し、十五年二月、政府遂に廢使置縣を斷行し、従前の移住者は保護の厚きに拘はらず、成績無かりしを以て、更に士族移住規則を發布して、屯田兵の移住と並び施行す。而も一道の統制を得ざるを以て、十九年、札幌、函館、根室の三縣分治を止め、北海道廳を置く。此間より、我邦經濟界各種事業の勃興に従ひて、移住士民も亦年を逐ひて其數を増加し、殊に日清戰役に依れる國民的發動は、延いて北海の拓殖の上に及ぼし、大に其歩武を進

むるを得たり。從來、北海道の行政には、自治機關の設備なく、因りて國家經濟と地方經濟とを混同して、到る處純然たる殖民地の體相を見るに過ぎざりしが、頻年各支廳地方の農工漁鑛の業發達し、人口の増加及び富實の繁殖は、漸く自治的機關を設置するに足り、殊に函館、小樽、札幌、三區の如き都會は、内地府縣の自治體に比して遜色なきに至れり。又鐵道線路の漸次延長するに従ひ、所在開發の速なる例へば旭川の如きは、第七師團設置以來、數年を出でざるに忽市邑を成し、一躍して自治制施行地たるを得、四十年、全道の人口百三十萬、之を開拓使創置の十餘萬口に比すれば、増殖駭くべし。

大隈の條約改正案 大隈の外務に就くや、井上の覆轍に鑑み、從前の聯合商議を避けて、各別談判となし、先通商上に利害關係少く、又當該國人の我邦に居住せるものなき墨西其と、交渉を開きたり。尋いて、約後十年間、我大審院に外人法官を任命し、外人に關する事件に陪席せしむるの一事を讓歩し、之を以て日墨條約は調印せらる。尋いて米獨露等に及ぼして、明年(二十三年二月)を以

て實施の期限と爲し、英國も又同く之に倣はんとしたりしに、俄然として、要路の異議、及び民間の反抗大に起り、盛に外人法官の任命を非難し、終に大隈の辭退と爲る。此際、大隈は一兇漢の要撃する所となり、其隻脚を失ふ、二十二年十月なり。時に大同團結を以て政府に對抗したる後藤は、閣員の招く所と爲り、態度一變、既に就官して藩籬に就く、朝野の形勢再三の推移あり。

大隈の條約改正談判は、各國各別に開かれ、著著歩を進め、此年六七月頃、米獨二國は已に改正案に同意を表し、露西亞亦將に之に諾せんとする頃、倫敦タイムズ紙上に、日本の新條約案は、治外法權を廢し、内地雜居、物件所有を許すと同時に、適當の外國判事數人を聘用し、之を大審院評定官と爲し、以て上告事件の審判に參與せしめ、此方法は十年間繼續し、經過の後、司法權は純然自主たるべしと云ふ旨を掲載したり。井上(農商務大臣)此案を見て好からざる者となし、率先不可を唱へ、辭表を呈して省務を顧みず。而も大同團結の首領後藤は、井上に代りて内閣(農商務)に在り、井上法制局長官毅、伊藤樞密院議長は、又大隈案反對の意を表示して、現職を去らんこ

とを奏請す。此に至り、後藤は御前會議を開いて其可否を決すべきを主張し、十月十五日の御前會議となる。此會議、最先に口を開きて反對を爲せしは内務大臣山縣なり、從來改正案に賛成を表し居たる司法大臣山田も、此日翻然として反對説に同意し、樞密院顧問官亦舉りて反對する勢となりたれば閣員中の賛成者は黒田首相一人となり、大隈如何に勉むるも、衆寡の數敵する能はず。終に十八日の閣議を以て、談判中止に決す。此日閣議終て、大隈外務省に歸り、特に省門に入らんとする時、福岡立洋社員來島恒喜、突然路傍より爆發彈を車に投じ、大隈に中る。横濱開港五十年史參取)

大隈が井上に代るや、強硬を以て諸公使に應接し、改正案は米・獨・露三強國の全權も已に調印を了したる際、井上俄に反對論を唱へ、改正案中の、外國人を以て裁判官となすの條は、憲法第十九條、日本臣民は、文武官に任せらるゝを得てふに違反するものなりといひ、大隈其草案を貫徹断行せんとするの狀あるに及びて、伊藤樞密院議長は(十月十一日)辭表を呈して聖裁を乞ふ、政府動搖、閣議之を見て中止に決しにり、外間未之を知らず、大隈を要撃するに至る。蓋、大隈案中止となりた

るは、輿論の反對熾なりしに由ると云ふと雖、主として伊藤、井上等の長人が、政府の内より大に異議を唱へたるに由らずんばならず。されば、伊藤の曩に外國人を法官とするの條款ありし井上案を可認したるに拘らず、今大隈案を非認したるは、別に黨同伐異の情實に出つるや明なり。或は云ふ、大隈廣言して、今此難局にして處理を克くせしめば、明年の國會には、聲望信用、必吾人に集まらんと曰へるに因り、同僚の疾惡を招ぎ、又他黨に乗せらる、其終に成るなかりしは勢也と。

かくて、黒田内閣は、初めに大隈を羅致し、又後藤を懐柔し、以て事功を樹てて、國會の第一招集に臨むの概ありし者も、一朝頓挫す。乃、山縣伯爵の之に代りて二十三年の内閣を欽命することは、國勢發展編の首に見ゆる如し。

教育勅語及び國會招集 二十三年十月、教育の意義、及び倫理の標準につき、勅語を頒たる。

朕惟ふに、我皇祖皇宗、國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり。我が臣民、克く忠に、克く孝に、億兆心を一にして、世々厥の美を濟せるは、是れ我が國體の精華にして、教育の淵源、亦實に此に存す。爾臣民、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信し、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼし、學を修め業を

習ひ、以て智能を啓發し、徳器を成就し、進みて公益を廣め、世務を開き、常に國憲を重んじ、國法に遵ひ、一旦緩急あれば、義勇公に奉し、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。是の如きは、獨朕が忠良の臣民たるのみならず、又以て、爾祖先の遺風を顯彰するに足らむ。斯の道は、實に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通して、謬らず、之を中外に施して、悖らず。朕爾臣民と俱に、拳々服膺して、咸其徳を一にせんことを庶幾ふ。

井上梧陰存稿曰、五倫といへば、儒教主義の占有物の如く、世の人の心得るこそ口惜けれ。倫理の關係は、元人身生機の構造により具りたる、造化自然の妙用に起れるものにして、古も今も、東洋も西洋も、人とし人の世に生れける者の、得遁れぬ生活の軌道なるものを知らずや。余は、儒家者流の、五倫の説をば、誇りかほに一門の事有物の如く稱へて、他の百家をば無父無君など、言ひ罵るを厭ふ者なり。又、世人が、五倫を以て儒教主義の特産に歸し、己れは五倫の教の外に立つもの、如く心得るを笑ふなり。

森文部

之よりさき、十九年、森有禮文部大臣たりし時、小學校令、師範學校令、中學校令、帝國大學令を發布し、同時に諸學校通則を定めたり。明治五年、始めて學制を定めてより、茲に至る十五年、數回の改正を経て、大體の基礎を固むるに至れり。

二十二年、憲法發布の日、森大臣凶漢の刺殺する所となる、凶行の動機は、森が國體を辨せずして、教育の任に居るを疑へるに坐すといふ。森嘗曰く、強ひて余の主義を問はば、經濟的教育主義なりと答へんと。蓋、智力若くは勞力、金力を問はず、苟、費したる力にして、十分の効驗を顯はさしむるを言ふ。又、森は、國民の教育は、必國體の如何を顧みざる可からずとなししにより、學者の間に議論盛りに起りて、一時其歸着する所を知らざりしが、是の歲、芳川顯正、文部大臣に任せられ、遂に教育に關する勅語を下し、賜はり、教育の基礎、及び倫理の標準は、爰に確定せられ、小學校令を改正す。乃、小學校の本旨を、兒童身體の發達に留意して、道德教育、及び國民教育の基礎、並に其生活に必須なる普通の知識、技能を授くる所とする也。

森氏の文部に入るや、人材を擧げ、紀綱を張り、教育界の面目一新す、而も施設往々議論に免るゝ能はず、森氏の死後に至り、聖勅を奏請して、教育の國家的要求を明にす。而も、學者或は之を見て、日本の教育と宗教とは、其根據を異にせり、一は國家の上に立ち、他は宇宙の上に横はる」といひければ、

國家主義は
西教を容れ
る能はず

【今代憲法制定編】

二八八

基督教徒之に對し辯護に努めたりと雖、教育界の輿論は、今の教育は須く國家主義に因りて立つべし、耶蘇教は教育勅語の趣意に背く所ありと爲す。耶蘇教家乃暫く退避して、信仰自由の樂地に居り、且世情の變遷を待つに似たり。蓋、政教分離の大義の明白になりしより、公然たる宗教としては、復政權の特別庇保をうくるを得ず。此に於てか、黨争を好む者は、必國家もしくは王室に援引し、又は國體、國民の稱謂を冒し、高きに據り衆きを保ちて、他を排するの地を求め、以て夫の政權に近接して、其私を濟すの風を生せり。

西村泊翁道徳論曰。大凡、國に道徳の教衰へ民の風俗頹敗するときは、之を小にしては國民奢侈に耽り、遊樂を好み、詐欺を行ひ、賄賂を貪り、争訟を好み、淫風行はれ、學術衰へ、盜賊多く、以て國の品位を降すべし。之を中にしては、人心或は浮薄となり、或は凶險となり、官民相惡み、黨派相軋り、以て國の内亂を起すべし。之を大にしては、人心瓦解し、國力衰敝し、以て他國の侵略を受け、或は其地を削られ、或は其國を滅さるゝは、天地自然の法則也。今、之を療治せんとするは、何の藥劑を用ふべきにやと問はゞ、道徳の教なりと答ふるの外、他の語なかるべし。但し或は、法律學の如きをば、他の學術に異にして、此社會の大病を療するの功ありと思

ふ者もあるべし。實に法律學は國の治平に缺くべからざる者なれども、其物たる治平を爲すの器械にして、治平を爲すの精神に非ず、治平を爲すの精神は、獨道徳の教之に當るべし。西國の哲學は、儒道に比すれば、理を以て師とし、人を以て師とせざるに由り、更に一層の發明を爲し、歲月を経るに従ひて、其學問漸々精微深遠となると雖、之を以て本邦道徳の基礎とせんとするときは、亦闕失の所あることを免れず。今先其大なる者を言はゞ、其一は知を論するに重くして、行を論するに輕きなり。其二は、哲學には治心の術少なし、儒道には古來より誠意正心の語あり、浩然養氣の説あり。則、吾邦一定の主義は、二教(儒教、哲學)の精粹を採りて、其粗雜を棄て、其形迹を棄つるなり。二教の一致に歸する所を採りて、其一致に歸せざる所を棄つるなり、此の如き者は何ぞや、曰く天地の眞理是なり。又曰、人は己が學びたる所を偏信するの弊あり、一技一藝の小道といへども、己が學び知る所の者のみを以て、至極の道理を具へて、他の學問に勝れる者と爲し、是によりて妄論を發するなり。國學者が本朝の古史を偏信するよりして發する所の妄見、漢學者が堯舜三代の治を偏信するよりして發する所の妄斷、宗教家が其教祖の事迹を偏信するよりして發する妄說、西洋文明を過信するの妄論等、是なり。

外山正一男女交際論云、維新以來、我が邦變遷の模様を觀察するに、軍防主義は縮小して、産業主義の大に發達せるものといふべし。封建制度を廢

し、諸士の世祿に代るに金祿公債證書を以てし、士族の名稱は有れども軍人にあらず、總領家督の制は、前の世祿の制と共に破壊せられ、家長主義も隨ひて崩れ、官吏にあらざるよりは、産業に従事せざるなき有様なり。既に世祿を廢し、家長を破りたる上は、家といふことも昔日の如くに大切ならざれば、子なき故を以て、妻を去るにも及ばず。支那流の道德主義の到底行はるべからざるは、自然の理なり。然れども、社會學の原理に暗く、道德の由りて來る所を知らず、一國一時代に行はるゝ道德主義を以て、是れ萬世不易なるものと心得、既に時勢の大いに變革すべきものあれども、舊式をのみ遵奉するは、是れ天道を知らざる者なり。而して何時も、時勢に後るゝ者が多數なれば、此の舊式輩の勢力は、何時も甚強きが習なれば、此の輩の世の進歩を妨ぐることは、決して少なきことにあらざるなり。方今、我邦に於いても、無子去、七年男女不同席、女子十年不出とあるごときは、斷乎之を排斥すべきと同様に、西洋流の道德は、大に之を採用せずむばあらざるなり。而して到底、釋迦や孔子や、日蓮や、水天宮や、金比羅を信する

道德は世に
易る

西洋の禮俗
を採るべし

如き人民を相手に爲さむとする時は、たゞ理屈ではかなふまじ。此方にも耶蘇とか、マホメットとか云ふ本尊を昇ぎ出すより外に、手段は有らざるべし。而も耶蘇教を主張する者は、通例二派に分るゝが如し、即、其一は「耶蘇教ひとり眞なり」と主張す、又一は「耶蘇教其のものは、他宗と別に違ひたる所は無けれども、西洋人と交際に頗便利といふものなり。」二者の考は、いづれも尤なる所なれど、此の外にも利益あるべし。耶蘇教に採るべき點は、第一音樂進歩の爲、第二同情發達の爲、第三男女交際の爲なりと覺らる、云々。

音樂

十二年、海軍省「君が代」の國歌の譜曲新に成る、又唱歌を學校兒童の教科に加へらる、共に歐米の風に摸したるなり。抑、歐米樂を最初に導きたるは、基督教と軍隊となり。九年天長節に、我雅樂師初めて歐洲管絃を奏し、之を宮廷に西樂を用ひられたる始とす。十八年、十九年の頃より、大官、外交員の連に男女交際を力むるありて、舞蹈、音樂等、一時の流行を見しも、國粹保守の風潮に妨げられ、其發達はなはだ順良ならず。

按、我國古代には、女子に相當の尊重をおきしに似たり、而も儒教、佛教の上

女子の社會
的地位

下に普及せしより、男尊女卑の風全く成り、以て近世に至れり。維新後、平等主義の歐米より輸入せらるゝに及びて、洋學者は皆、日本女子の地位を高めん」と云ふ。即、中村は男女同權論を紹介し、福澤は男女交際論を述べ、不自然にして壓制を專とする教育法の矯正せられざるべからざるを訴へ、外山は耶蘇教を勧めて、男女の社會的改良を希望したり。

國字改良論

教育の路は、終始文字に因り、文字の好惡は一國教育の運命に係る。而も我邦には、漢字の習ありて、其用法最複雑なり、學習の困難甚し。是れ豈、五洲を掩ひ萬古に永からんとす國人の文字ならんや。されば、近年、羅馬字採用を希望し、又假名専用を謀るものありて、漢字排斥の聲さへ喧し。而も此間に、百千の葛藤を除きて、永世の決斷を爲すの機會無かりしにや、荏苒年をわたりて定まらず。然れども、文章が言語に接近する傾向は、漸次強きを加へ、速記術の起れるは亦之を援くる者とす。之を要するに、言語、文字、文章、共に最も多様多種の分子を包容せるを以て、其整理統一を全うする迄には、猶多くの時日を待つべしとぞ。

速記術

羅馬字

羅馬字は、往時のキリシタン教師、之を以て日本の書冊をも轉寫したる程にて、由來久し。近時に及びても、鹿兒島藩主島津齊彬は、羅馬字を以て機密の消息を作せり、即、洋學者が夙に此習ありしを知るべし。慶應三年、前島密は、幕府に上書して、羅馬字採用を説きしも、衰勢之を奈何せん。明治八年に至り、明六社の西周は論して曰ふ、我國の文章に一大艱險あり、世人既に爰に見るあり、故に之を改正せむとす。曰く漢字の數を減し、其數を定めん。曰く和字のみを用ひ、和字書を製し、和文典を作らん。其漢字を減定するの說、僻見亦至れりと謂ふべし。今、牛羊狐狸の同く一澤に就きて飲ふ時は、各其腹に充て、已むのみ、何ぞ其澤の大なるを憾みんや。又、和字の制、子母音を分たず、不便焉より大なるは莫し。夫方今の勢、歐洲の習俗、我に入る頗其多きに居る、勢亦建瓴の如きあり、百工學術に至るまで、彼れに採るに向はざる者莫し。則、謂はゆる雜居なり、謂はゆる洋教なり、亦遲速あるのみ。之を永久に期すれば、雜居必行れざるを得ず、洋教必入らざるを得ず。今、人をり甘蔗を食ふ、苟食ふ無きは則已まん、今其佳境に

至りて之を止めんと欲す、豈得べけんや。其勢既に其七を取て、其三を遺す能はざれば也。僕謂ふ、文字を併せて之を取るに若かずと。夫我國の文字、先王始め之を漢土に取りて之を用ふ、那の時文献亦悉く之を漢土に取る。今一たび世運の變に逢ひ、文献既に之を歐洲に取る、則何ぞ獨其文字を取らざるの説あらんや、云々、羅馬字採用の説なり。

井上梧陰存稿曰、羅馬字會カナノクワイも實際に行はるべくもあらずして、眞名カナ假名交用の文體こそ、今一定の國文とはなりぬれ。吾人日用の言語も、眞名、假名交用體なり。この言語を改むることなし得ざらむかぎりは何等の勢力も、文體を改むること、作し能ふべくもあらず。昔、國字制作の力によりて、漢文を變通することなかりせば、漢文の勢力は益銳進して、終には安南朝鮮の國民が、なまじひに漢文を學び得たると同時に、文弱に落入りたるが如きに至りたらむも知るべからず。而も中古の久しき、近世に至る迄、國文の發達を謀る者少かりしこそ、遺憾なれ。今ぞ、吾人は國語國文の中興の時期に遭へり、しかも、其國文國語の發達を圖るは、復古といはむよりは、寧進歩といはむことを欲す。蓋、舊幕以來、國語國文の著者、稀に出る事なきに非ざれども、その世のために廣く用ゐらるるに至らざりしは、多くは其の既に過去時代の使用に屬したる古語、古文のみ主張し、國

民一般の感覺を引くべき今世普通の言語文章に遠く、一種奇僻の思ひをなさしむる弊ありしに由る。古文古語固より尊重すべし、但専門として尊重すべし、又或る場合に限り、一種の美術として尊重すべし、之を一般國民教育として用ゆべからざるなり。故に今の國民教育の任に居るものは、自己の博雅の學識の光を藉み、國民のために一般に適用すべき、平易卑近にして又漢字を自在に使用する所の、便利なる國文を用ゐるの方向を取ること、是れ最注意すべき所なり。

教育勅語宣布の後、間もなく十一月、民間選舉の代議士及び貴族院議員、皆東京に集まる、是を第一期帝國議會と爲す。陛下廣く會議を興し萬機公論に決すべし、の初志此に遂げたまひ、更に「將來繼ぐべきの模範を貽せ」と勅諭せらる、亦畏こからずや、事第一冊に具したり。

帝國憲法 第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は、貴族院、衆議院の兩院を以て成立す。

第三十四條 貴族院は、貴族院令の定むる所に依り、皇族、華族、及勅任せられし議員を以て組織す。

第三十五條 衆議院は、選舉法の定むる所に依り、公選せられたる議員を

以て組織す。

第三十六條 何人も同時に、兩議院の議員たることを得ず。

第三十七條 凡て法律は、帝國議會の協賛を経るを要す。

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し、及各法律案を提出することを得。

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は、同會期中に於て再び提出することを得ず。

第四十條 兩議院は法律又は其の他の事件に付き、各其の意見を政府に建議することを得。但し、其の採納を得ざるものは、同會期中に於て再び、建議することを得ず。

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會は、三箇月を以て會期とす。必要ある場合に於ては、勅令を以て之を延長することあるべし。

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て、通常會の外、臨時會を召集

すべし。臨時會の會期を定むるは、勅令に依る。

第四十四條 帝國議會の開會、閉會、會期の延長、及停會は、兩院同時に之を行ふべし。衆議院解散を命せられたるときは、貴族院は同時に停會せらるべし。

第四十五條 衆議院解散を命せられたるときは、勅令を以て新に議員を選挙せしめ、解散の日より五箇月以内に之を召集すべし。

第四十六條 兩議院は、各其の總議員三分の二以上出席するに非ざれば、議事を開き、議決を爲すことを得ず。

第四十七條 兩議院の議事は、過半数を以て決す。可否同數なるときは、議長の決する所に依る。

第四十八條 兩議院の會議は公開す。但し、政府の要求、又は其の院の決議に依り、秘密會と爲すことを得。

第四十九條 兩議院は、各天皇に上奏することを得。

第五十條 兩議院は、臣民より呈出する請願書を受くることを得。

第五十一條 兩議院は此の憲法、及議院法に掲ぐるものゝ外、内部の整理に必要な諸規則を定むることを得。

第五十二條 兩議院の議員は、議院に於て發言したる意見、及表決に付き、院外に於て責を負ふこと無し。但し、議員自、其の言論を演説、刊行筆記、又は其の他の方法を以て公布したるときは、一般の法律に依り處分せらるべし。

第五十三條 兩議院の議員は、現行犯罪、又は内亂外患に關る罪を除く外、會期中、其の院の許諾なくして、逮捕せらるゝこと無し。

第五十四條 國務大臣、及政府委員は、何時たりとも各議院に出席し、及發言することを得。

第六章 會計

第六十二條 新に租税を課し、及税率を變更するは、法律を以て之を定むべし。但し、報償に屬する行政上の手数料、及其の他の收納金は、前項の限に在らず。

國債を起し、及豫算に定めたるものを除く外、國庫の負擔となすべき契約を爲すは、帝國議會の協賛を経べし。

第六十三條 現行の租税は、更に法律を以て之を改めざる限は、舊に依り之を徵收す。

第六十四條 國家の歳出入は、毎年豫算を以て、帝國議會の協賛を経べし。豫算の款項に超過し、又は豫算の外に生じたる支出あるときは、後日、帝國議會の承諾を求むるを要す。

第六十五條 豫算は、前に衆議院に提出すべし。

第六十六條 皇室經費は、現在の定額に依り、毎年國庫より之を支出し、將來増額を要する場合を除く外、帝國議會の協賛を要せず。

第六十七條 憲法上の大權に基づける既定の歳出、及法律の結果に由り、又は法律上、政府の義務に屬する歳出は、政府の同意なくして、帝國議會之を廢除し、又は削減することを得ず。

第六十八條 特別の須要に因り、政府は豫め年限を定め、繼續費として帝

國議會の協賛を求むることを得。

第六十九條 避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に、又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に、豫備費を設くべし。

第七十條 公共の安全を保持する爲、緊急の需用ある場合に於て、内外の情形に因り、政府は帝國議會を召集すること能はざるときは、勅令に依り、財政上必要の處分を爲すことを得。

前項の場合に於ては、次の會期に於て、帝國議會に提出し、其の承諾を求むるを要す。

第七十一條 帝國議會に於て、豫算を議定せず、又は豫算成立に至らざるときは、政府は前年度の豫算を施行すべし。

第七十二條 國家の歳入の決算は會計検査院之を検査確定し、政府は其の検査報告と俱に、之を帝國議會に提出すべし。會計検査院の組織、及權限は、法律を以て之を定む。(以上)

有賀氏國法學曰、國會に上院あり、又選舉人に資格を制するは何ぞ。説

社會等級の
勢力は上院
及資格制限
に明認す

に曰く、世運、謂はゆる公民國家の時代に至りても、社會の等級は猶現存して、重大の勢力を爲すが故に、議會の編制に於て、此の勢力を無視するときは、其の編制は永續し難し。其の勢力とは、貴族、及び各種利益團結、例へば地主社會、實業社會、資本家社會、宗教社會等、是れなり。是れらの勢力の者にして、應分の地位を得ざる時は、必不平心を以て、政體を攻撃するが故に、國家の秩序的動作に障礙あり。又、平等は、常に物の進歩を妨ぐることを知らざるべからず、凡民生の發達は、優秀性能、所謂懿徳良能の進歩を意味するものにして、其の優秀は、即、平等なるべからざる所以なり。是れを以て、極端の共和政體を除く外、各國の議院組織に於て、皆資格制限あり。

例叙日本史今代紀憲法制定論終

(史本日叙倒)

大正二年十一月二十五日印刷
大正二年十一月二十八日發行

(正價金壹圓參拾錢)



著者 吉田 東伍

發行者 早稻田大學出版部
東京府豊多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地

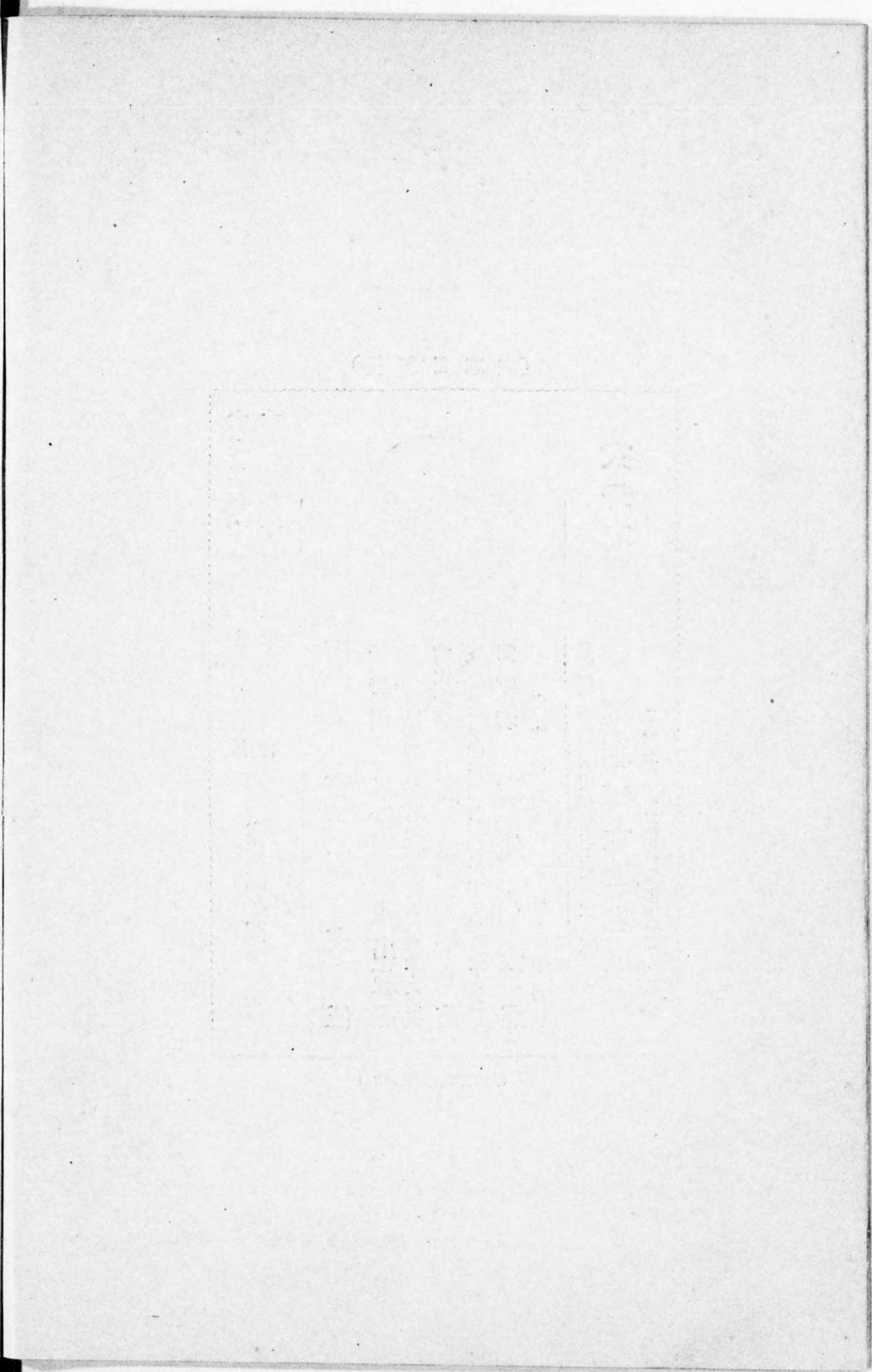
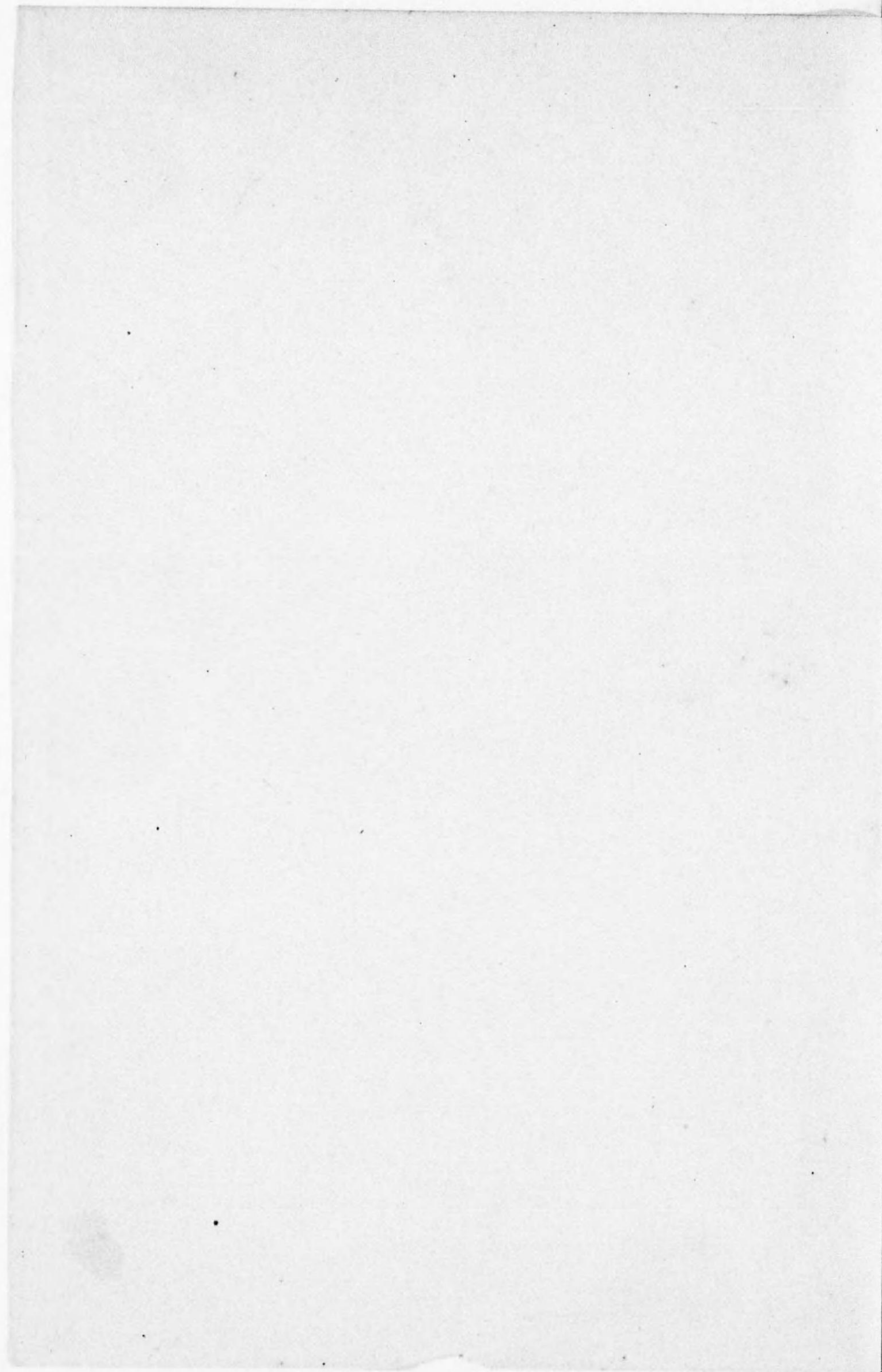
右代表者 高田 早苗
東京府豊多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地

印刷者 渡邊 八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所

東京府豊多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
早稻田大學出版部
振替東京一二三番 電話番町三二四番

刷印社會式株刷印清日





終

